

第8期

長瀬町高齢者福祉計画

介護保険事業計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月

埼玉県長瀬町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 介護保険制度の改正等について	4
第3節 計画の概要	7
第2章 長瀬町の現状	9
第1節 人口と世帯の状況	11
第2節 介護保険被保険者の状況	13
第3節 介護保険事業の状況	17
第4節 アンケート調査からみる現状	20
第5節 高齢者を取り巻く主な課題	30
第6節 将来推計	32
第3章 計画の基本的な考え方	37
第1節 計画の基本理念	39
第2節 計画の基本目標	40
第3節 施策体系	43
第4節 日常生活圏域の設定	44
第4章 高齢者福祉施策	45
第1節 在宅福祉サービスの充実	47
第2節 地域福祉活動の推進	52
第3節 生活の場と居場所の提供	54
第4節 生きがい活動の推進	58
第5節 福祉のまちづくり	61
第5章 介護保険事業	63
第1節 介護サービスの現状と今後の見込	65
第2節 地域支援事業の現状と今後の見込	75
第3節 保険料の算定	90
第6章 計画の推進体制	95
第1節 地域包括ケアシステムの推進	97
第2節 介護給付適正化の推進	100
第3節 計画の進行管理と事業の評価	101

資料編.....	103
1 長瀬町健康福祉推進委員会 設置要綱	105
2 長瀬町健康福祉推進委員会 委員名簿	106
3 計画策定の経緯.....	107
4 秩父圏域の介護施設一覧	108
5 用語解説.....	111

第 1 章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、平成12年4月に施行されてから20年が経過し、介護サービスの利用者数はスタート時の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

本町では、平成12年度の介護保険制度の開始以降、7期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。

これまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

第7期計画（平成30年度～令和2年度）策定時の平成29年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

また、高齢独居世帯や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となり、高齢者福祉・介護保険を支える人的基盤の確保が課題となります。

こうしたことから、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、介護サービスの基盤整備や人材確保のための取組等をより推進するため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8期 長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 介護保険制度の改正等について

1 地域共生社会の実現

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会（以下「地域共生社会」という。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律52号）においては、令和22（2040）年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

■地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要

改正の趣旨
地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。
改正の概要
○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】 ○社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

2 第8期計画の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

第8期計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けることが求められています。

（1）2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年の高齢化の状況及び介護需要を推計し、具体的な取組内容や目標を計画に位置付ける必要があります。

また、サービスの基盤整備を検討する際には、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

（2）地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であり、この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組を推進する必要があります。

（3）介護予防・健康づくり施策の充実・推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援・介護予防・重度化防止、健康づくりの取組などを強化して、健康寿命の延伸を図ることが求められます。

（4）高齢者の住まいに係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めることが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

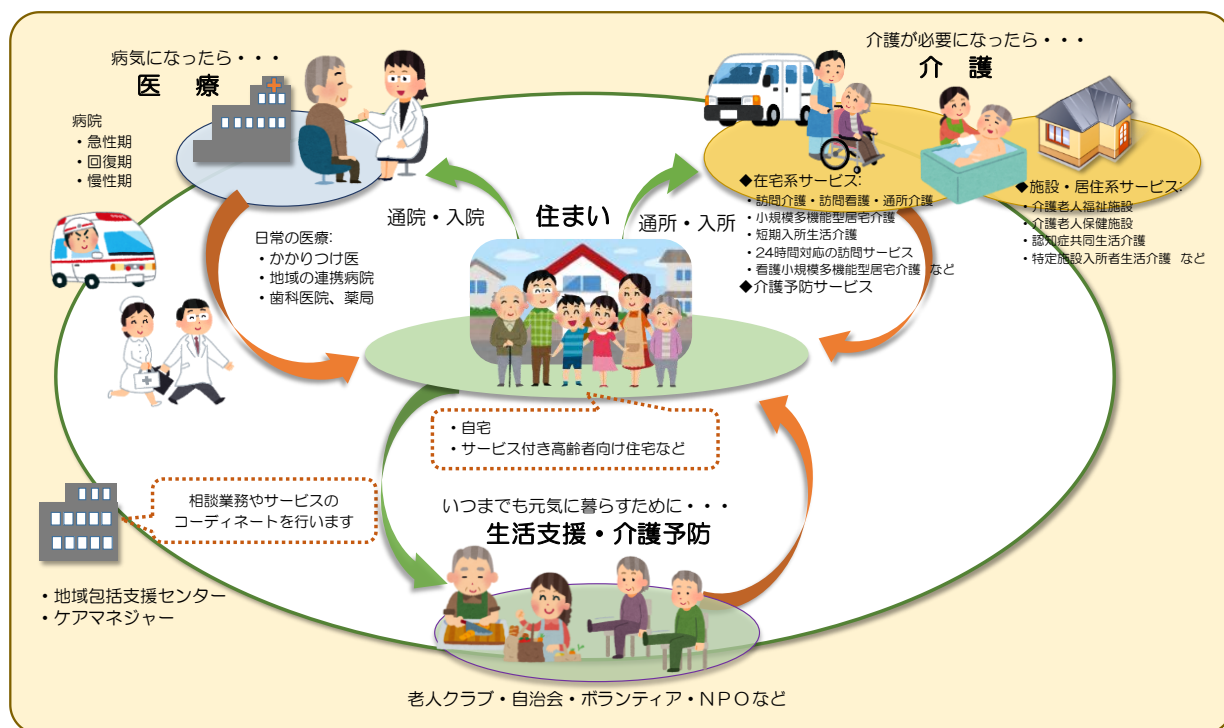
現状の介護人材不足に加え、令和7（2025）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

そのため、介護人材の確保及び業務効率化等について取組方針を記載し、計画的に進めるとともに、県と町が連携しながら進める必要があります。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修・訓練の実施、必要な物資の備蓄・調達・輸送体制や支援体制を備えるなど災害・感染症対策を進める必要があります。

■ 地域包括ケアシステムのイメージ図

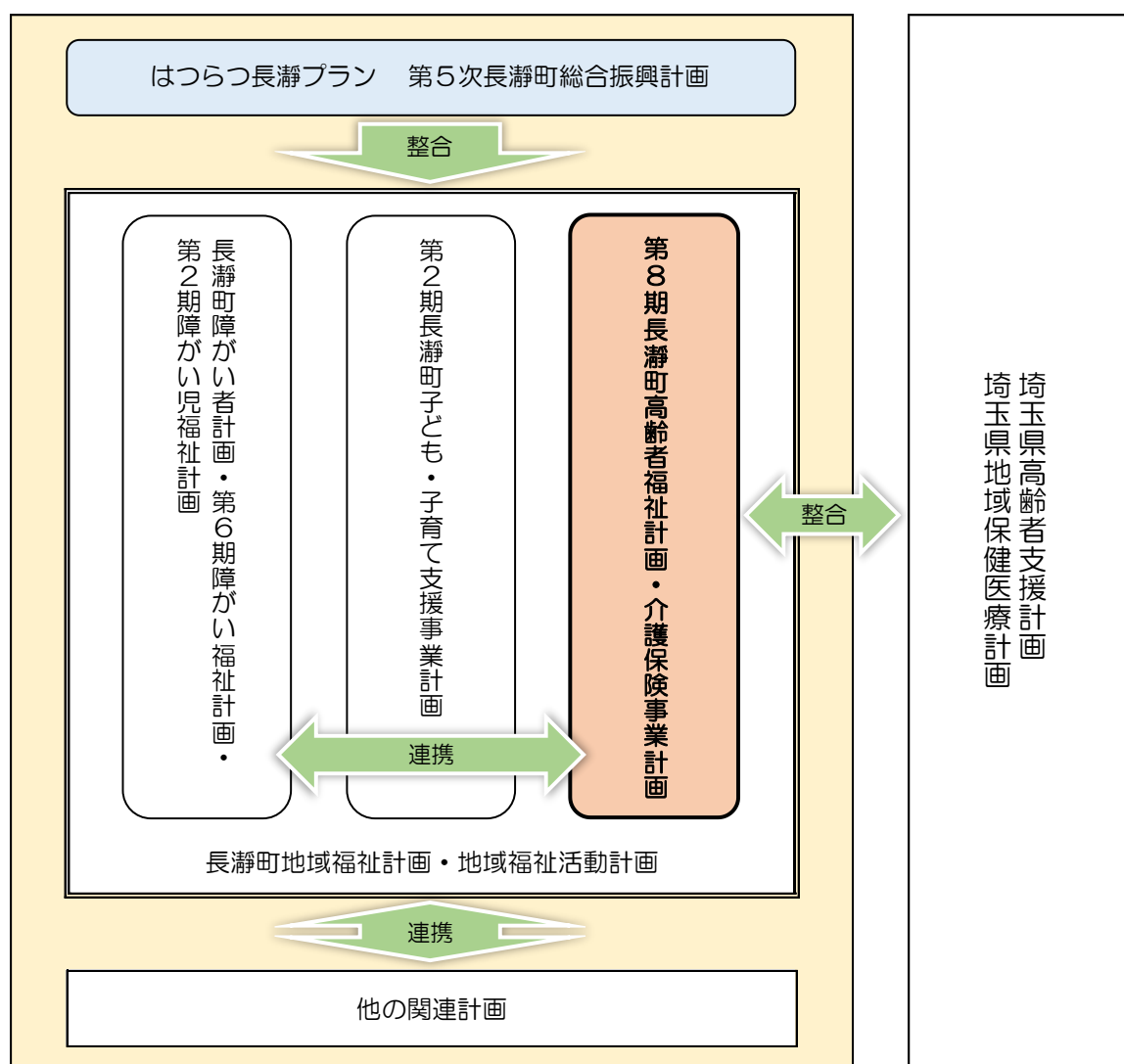


第3節 計画の概要

1 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者福祉施策の供給体制の確保について定める計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、町が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施について定める計画です。

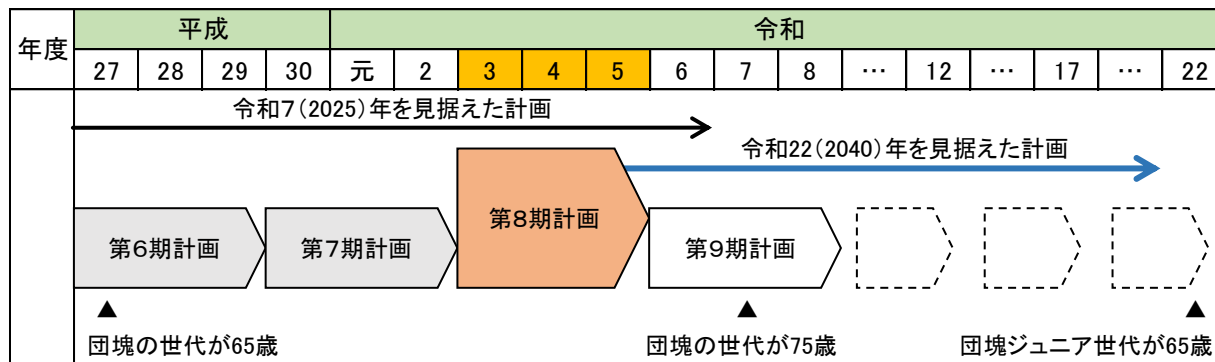
本計画は、高齢者に関するすべての施策・事業を包括するものとして、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定するとともに、「第5次長瀬町総合振興計画」との整合性を図りつつ、保健医療福祉分野における関連諸計画との調和を保ち策定しました。



2 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までを目標年度とする3か年計画です。

■計画の期間



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保健医療、福祉、介護等に関する機関、事業所に勤務している者又は事業主並びに学識経験者等により構成される「長瀬町健康福祉推進委員会」において検討・審議を行いました。

また、本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

さらに、本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

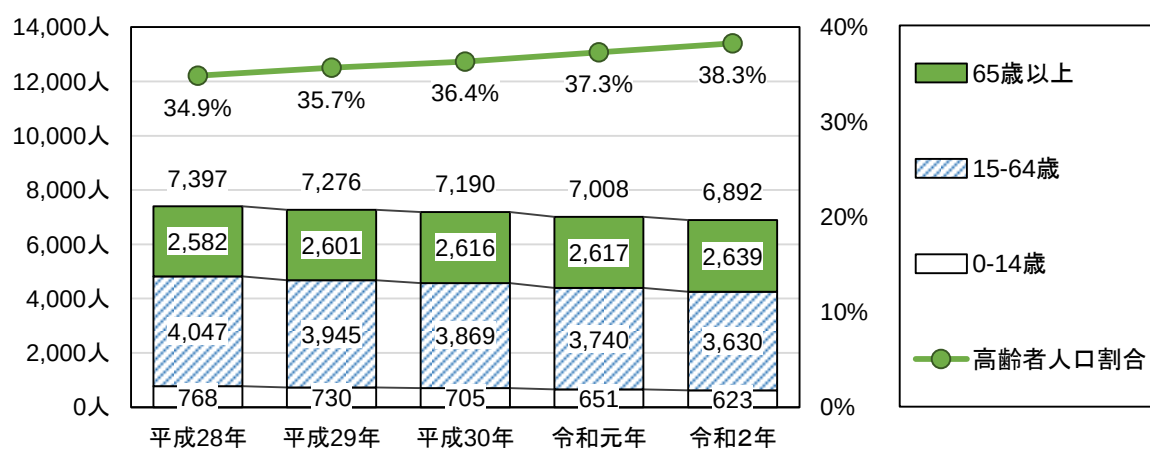
第2章 長瀬町の現状

第1節 人口と世帯の状況

1 人口推移

本町では 0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口が減少する一方で、65 歳以上の高齢者人口は増加を続けています。令和 2 年の高齢者人口割合（高齢化率）は 38.3% となっており、少子高齢化が進んでいる状況です。

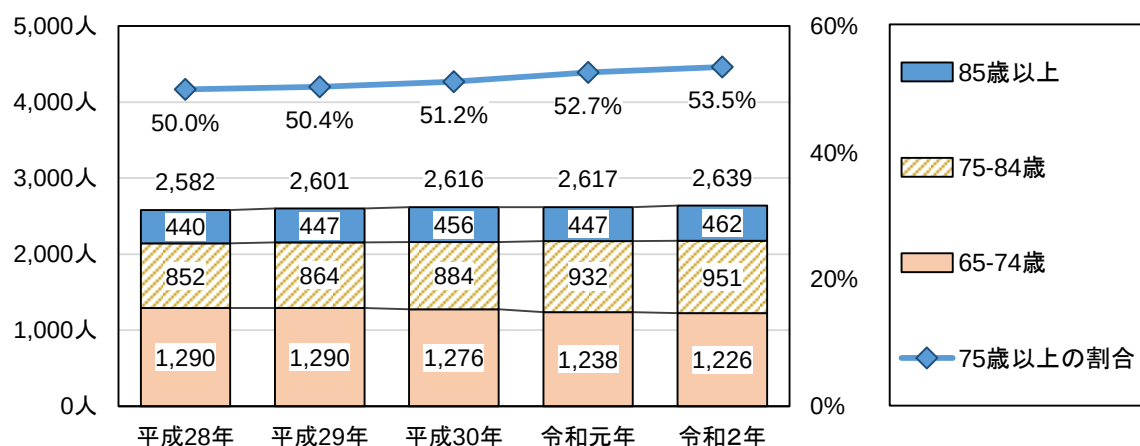
■人口推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

高齢者人口を年齢階層別にみると、75 歳以上の高齢者が半数以上を占め、その割合は年々高くなっており、令和 2 年では 53.5% となっています。

■年齢区分別の高齢者数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 高齢者のいる世帯の状況

本町における、高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、平成27年には世帯総数の60.6%にあたる1,602世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても、世帯数、構成比ともに増加を続けており、平成27年には高齢独居世帯は348世帯、高齢夫婦世帯は372世帯となっています。

■世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数 (一般世帯数)	2,631 世帯	2,703 世帯	2,710 世帯	2,642 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	1,260 世帯 (47.9%)	1,376 世帯 (50.9%)	1,523 世帯 (56.2%)	1,602 世帯 (60.6%)
高齢独居世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	167 世帯 (13.3%)	216 世帯 (15.7%)	279 世帯 (18.3%)	348 世帯 (21.7%)
高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	213 世帯 (16.9%)	274 世帯 (19.9%)	329 世帯 (21.6%)	372 世帯 (23.2%)

※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

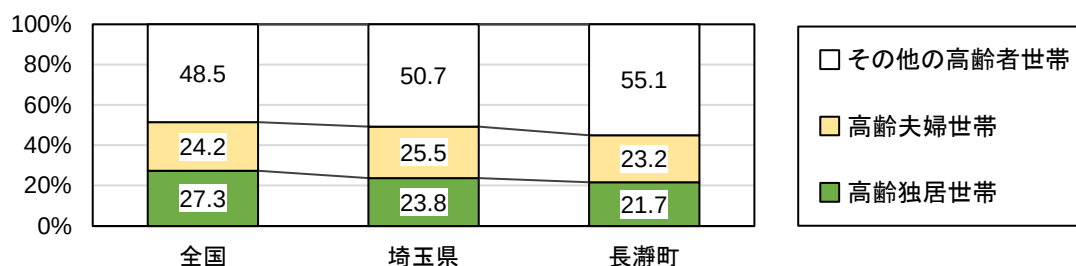
資料：地域包括ケア「見える化」システム(国勢調査)

全国及び埼玉県と比較すると、高齢者を含む世帯の割合は全国及び埼玉県の数値を上回っており、本町では高齢者を含む世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

一方で、高齢者を含む世帯の内訳をみると、高齢独居世帯の割合は全国及び埼玉県の水準よりもやや低くなっています。

■長瀬町と全国・埼玉県の高齢者を含む世帯数・構成比（平成27年）

	全国	埼玉県	長瀬町
全世帯数 (一般世帯数)	53,331,797 世帯	2,967,928 世帯	2,642 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	21,713,308 世帯 (40.7%)	1,160,223 世帯 (39.1%)	1,602 世帯 (60.6%)



資料：地域包括ケア「見える化」システム(国勢調査)

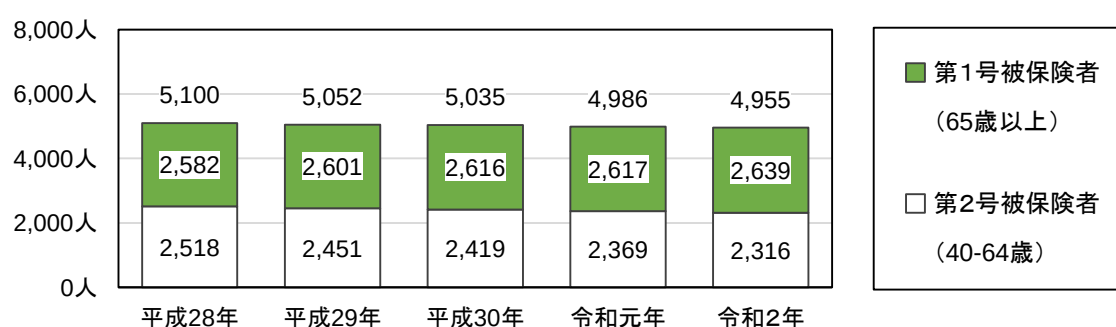
第2節 介護保険被保険者の状況

1 被保険者数の推移

本町の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は年々減少しています。

第1号被保険者は年々増加しているものの、第2号被保険者の減少数が第1号被保険者の増加数を上回っている状況です。

■介護保険被保険者数の推移



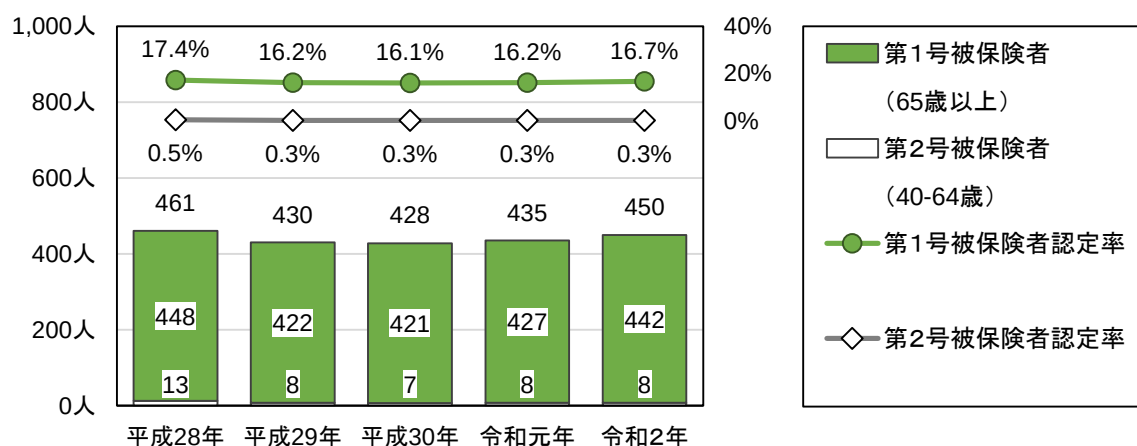
資料: 住民基本台帳 (各年10月1日現在)

2 要支援・要介護認定者数の推移

本町の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は近年増加しており、令和2年には442人で、認定率は16.7%となっています。

第2号被保険者の要支援・要介護認定者数は10人前後の横ばいで推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料: 介護保険事業状況報告 (各年9月末現在)

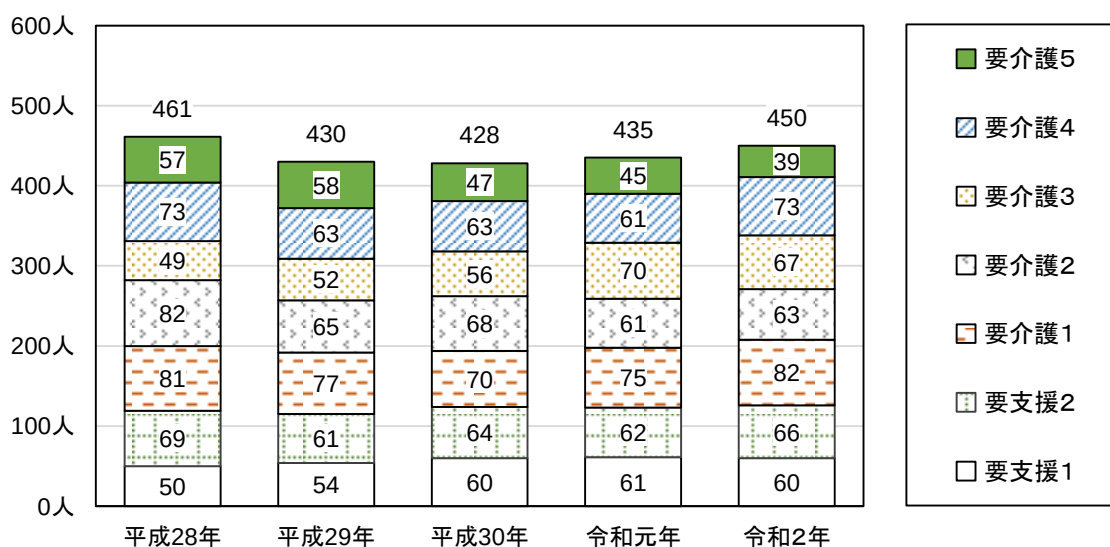
要介護度別にみると、令和2年では要介護1が82人で最も多く、全体の18.2%となっています。

要介護3以上の割合は、合計すると40%前後で推移しており、令和2年は39.8%となっています。内訳をみると、近年は要介護3・4の占める割合が高くなっています。

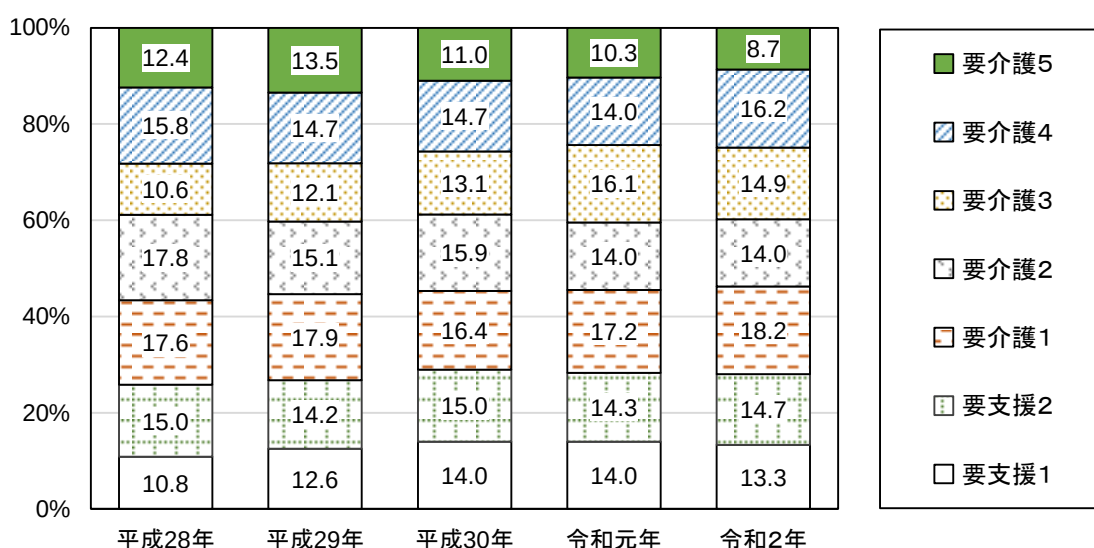
要支援認定者については、令和2年では合計126人で全体の28.0%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別・構成比）

【要介護度別】



【構成比】



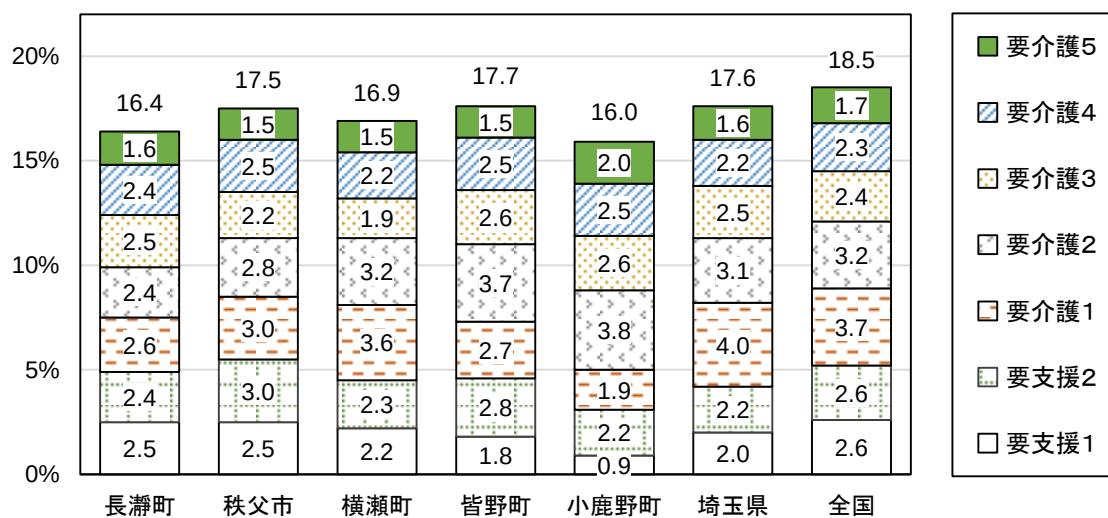
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

3 調整済み認定率の比較

本町の調整済み認定率（性・年齢調整を行い、同じ人口構成と仮定したもの）は 16.4%で、全国及び埼玉県より低く、近隣の自治体との比較では小鹿野町に次いで低くなっています。

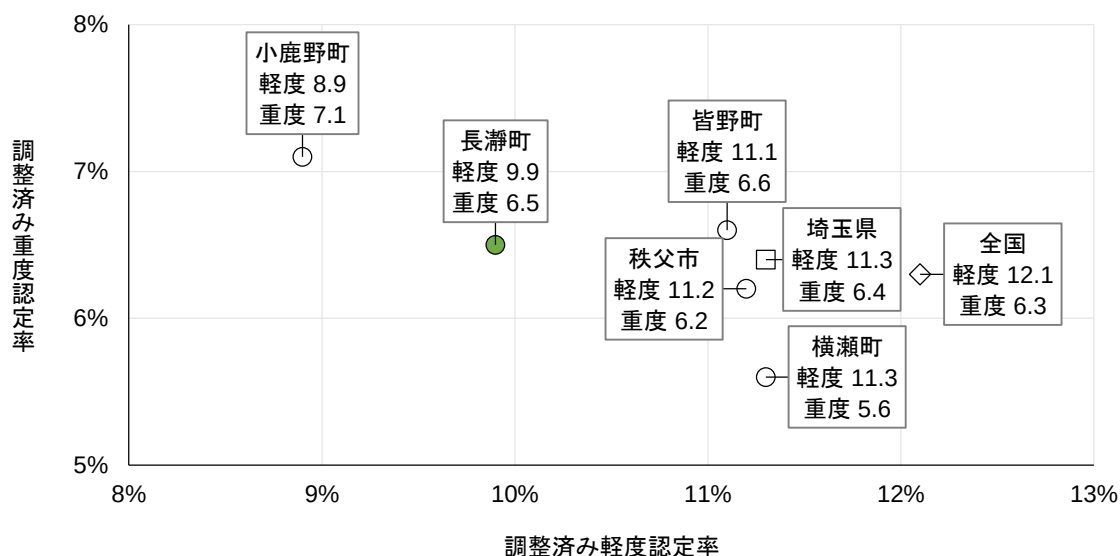
調整済み認定率の分布をみると、軽度認定率（要支援1～要介護2）は小鹿野町に次いで低くなっていますが、重度認定率（要介護3～5）は全国及び埼玉県より高い水準になっています。

■隣接自治体及び全国・埼玉県との比較（調整済み認定率）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和元年度）

■隣接自治体及び埼玉県との比較（調整済み重度認定率と軽度認定率の分布）



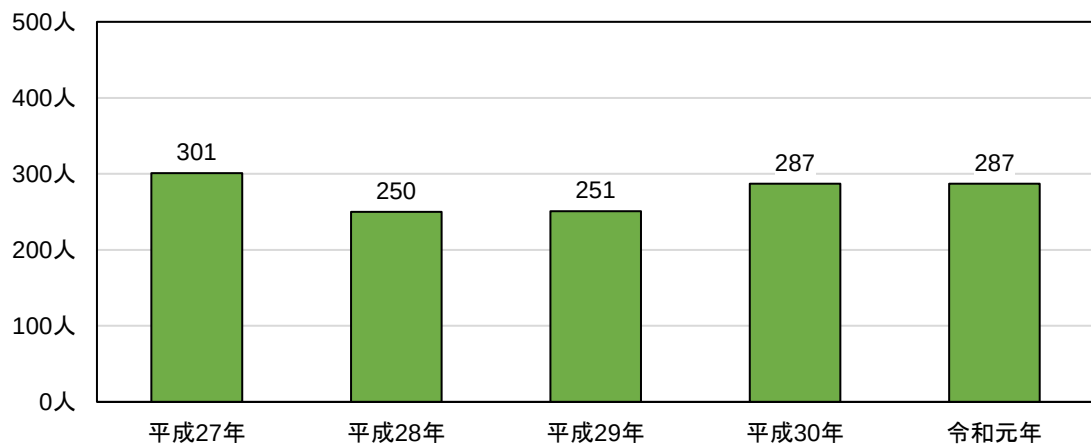
資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和元年度）

4 認知症高齢者の状況

本町の認知症高齢者数（認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者）は、増加傾向にあり、令和元年では287人となっています。

なお、認知症高齢者自立度Ⅱは、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態です。

■ 認知症高齢者数の推移



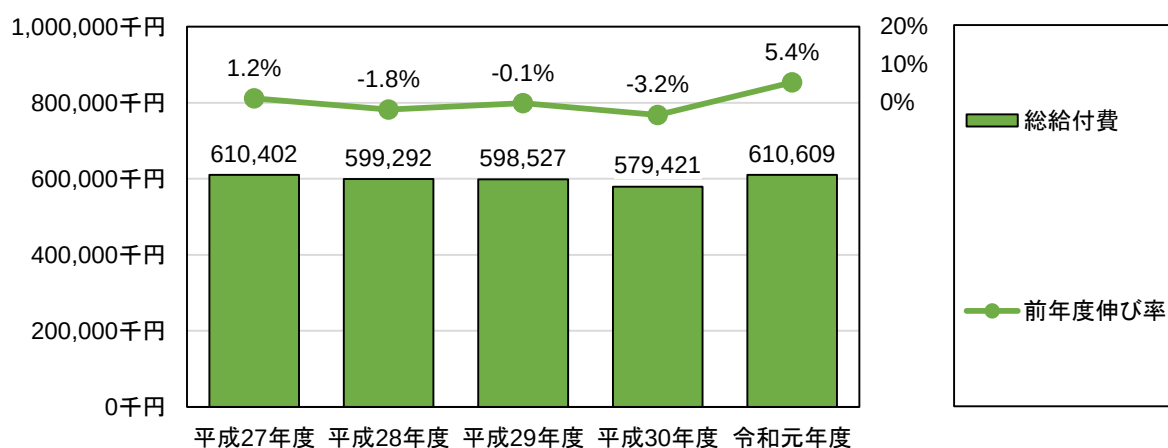
資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月末）

第3節 介護保険事業の状況

1 介護給付費の推移

本町の介護給付費は、平成28年度以降は減少していましたが、令和元年度では増加に転じ6億1千万円となっています。

■介護給付費の推移

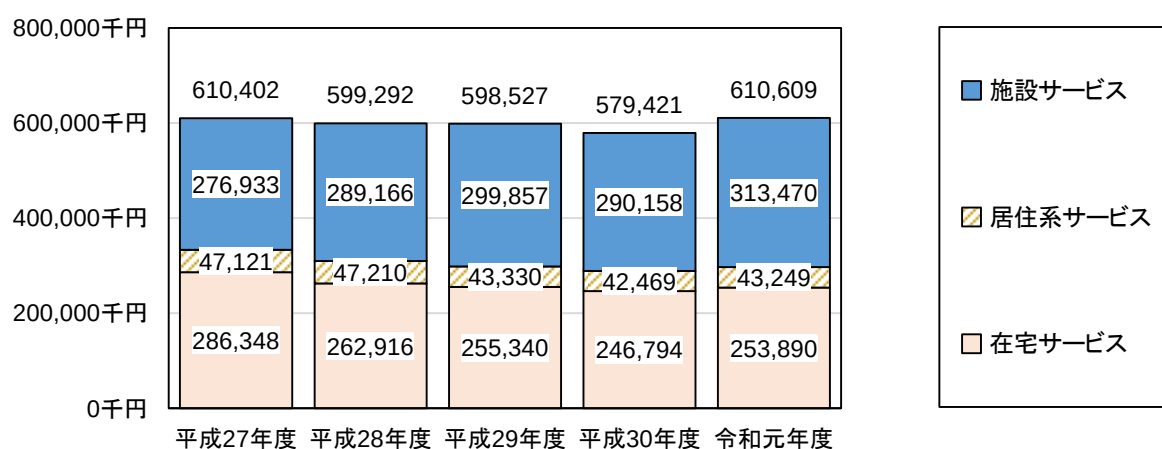


※端数処理の関係で合計があわないことがあります。以降同じ。

資料：地域包括ケア「見える化」システム

サービス区別にみると、令和元年度は3区分すべての給付費が増加しており、施設サービスが3億1千3百万円、在宅サービスが2億5千3百万円、居住系サービスが4千3百万円となっています。

■介護給付費の推移（サービス区分別）



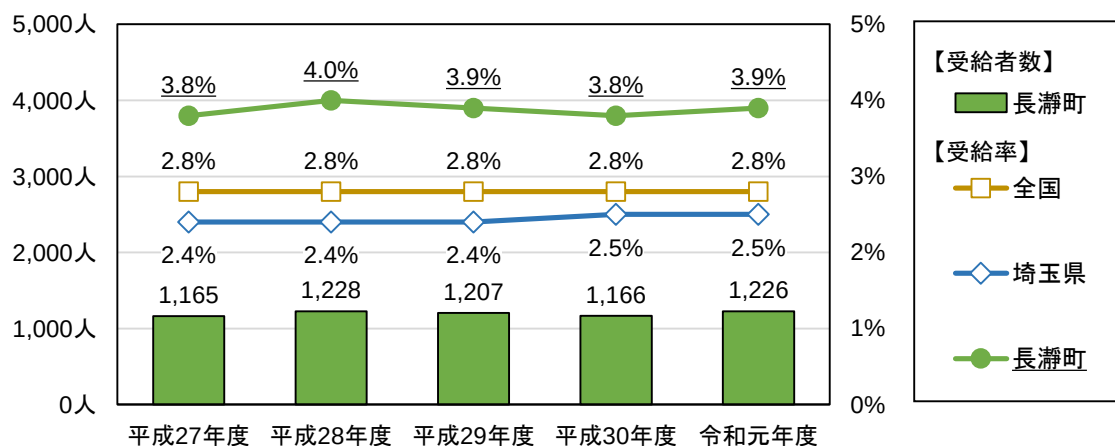
資料：地域包括ケア「見える化」システム

2 受給者数・受給率の推移

(1) 施設サービス

施設サービスの1月当たりの受給者数は平成 30 年度から令和元年度にかけて増加しており、令和元年度は1,226人となっています。受給率は全国及び埼玉県より高くなっています。

■受給者数・受給率の推移（施設サービス）

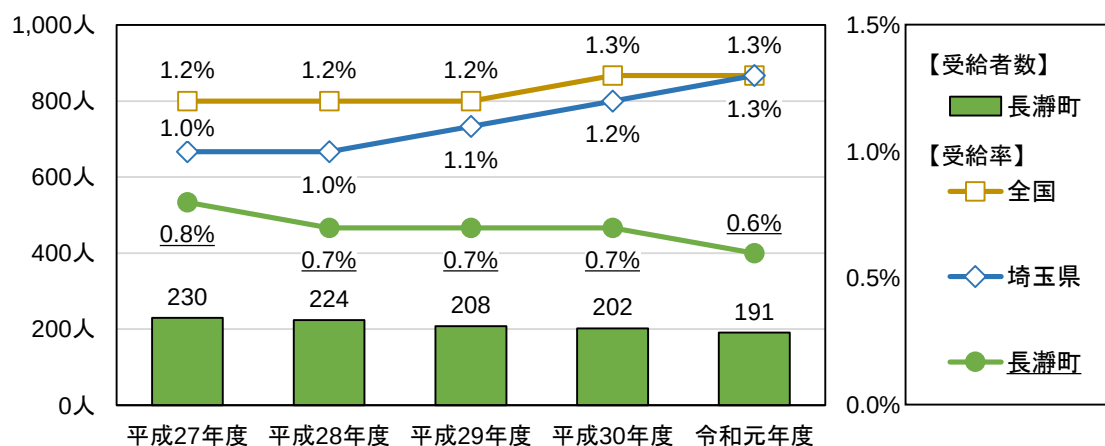


資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 居住系サービス

居住系サービスの1月当たりの受給者数は平成 27 年度をピークに減少しており、令和元年度は191人となっています。受給率は全国及び埼玉県より低くなっています。

■受給者数・受給率の推移（居住系サービス）

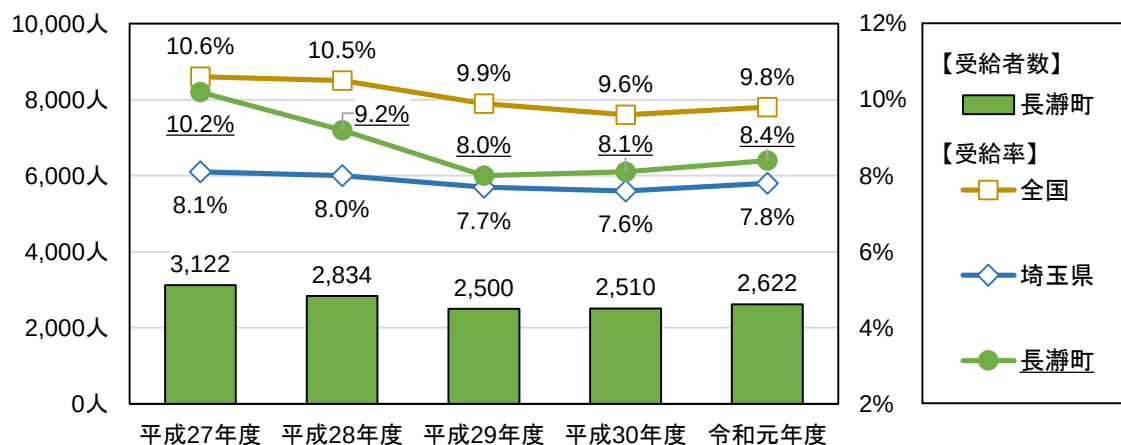


資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 在宅サービス

在宅サービスの1月当たりの受給者数は年々減少していましたが、平成30年度に増加に転じ、令和元年度では2,622人となっています。受給率は全国より低く、埼玉県より高い水準で推移しています。

■受給者数・受給率の推移（在宅サービス）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

※各サービスの解説

区分	概要
施設サービス	「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」 「介護医療院」
居住系サービス	「特定施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」 「地域密着型特定施設入居者生活介護」
在宅サービス	「訪問介護」「訪問リハビリテーション」等の訪問系サービス 「通所介護」「通所リハビリテーション」等の通所系サービス 「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」の短期入所系サービス 「特定施設入居者生活介護」の居住系サービス 「福祉用具貸与」「住宅改修費」等の住環境の改善 「地域密着型通所介護」「認知症対応型共同生活介護」等の地域密着型サービス

第4節 アンケート調査からみる現状

1 調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、本町の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用するために実施しました。

(2) 調査の概要

調査の種類	調査の対象	調査の方法	実施時期
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の町民(要介護認定を受けている方を除く)	郵送による配布・回収	令和2年1月31日～2月29日
在宅介護実態調査	要支援・要介護の認定を受け、在宅で生活している町民	聞き取り調査(一部郵送)	平成30年9月～令和2年3月31日

(3) 配布・回収の結果

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	898 件	646 件	71.9%
在宅介護実態調査	243 件	239 件	98.4%

(4) 集計にあたって

○回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率(%)で示しており、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

○複数回答可能な回答項目(MA)については、その項目に対して有効な回答数を基数として比率算出を行っているため、回答比率の合計は100.0%を超えています。

○集計表では、その設問に対して回答することのできる対象者数を「N」と表記しており、その数を表しています。

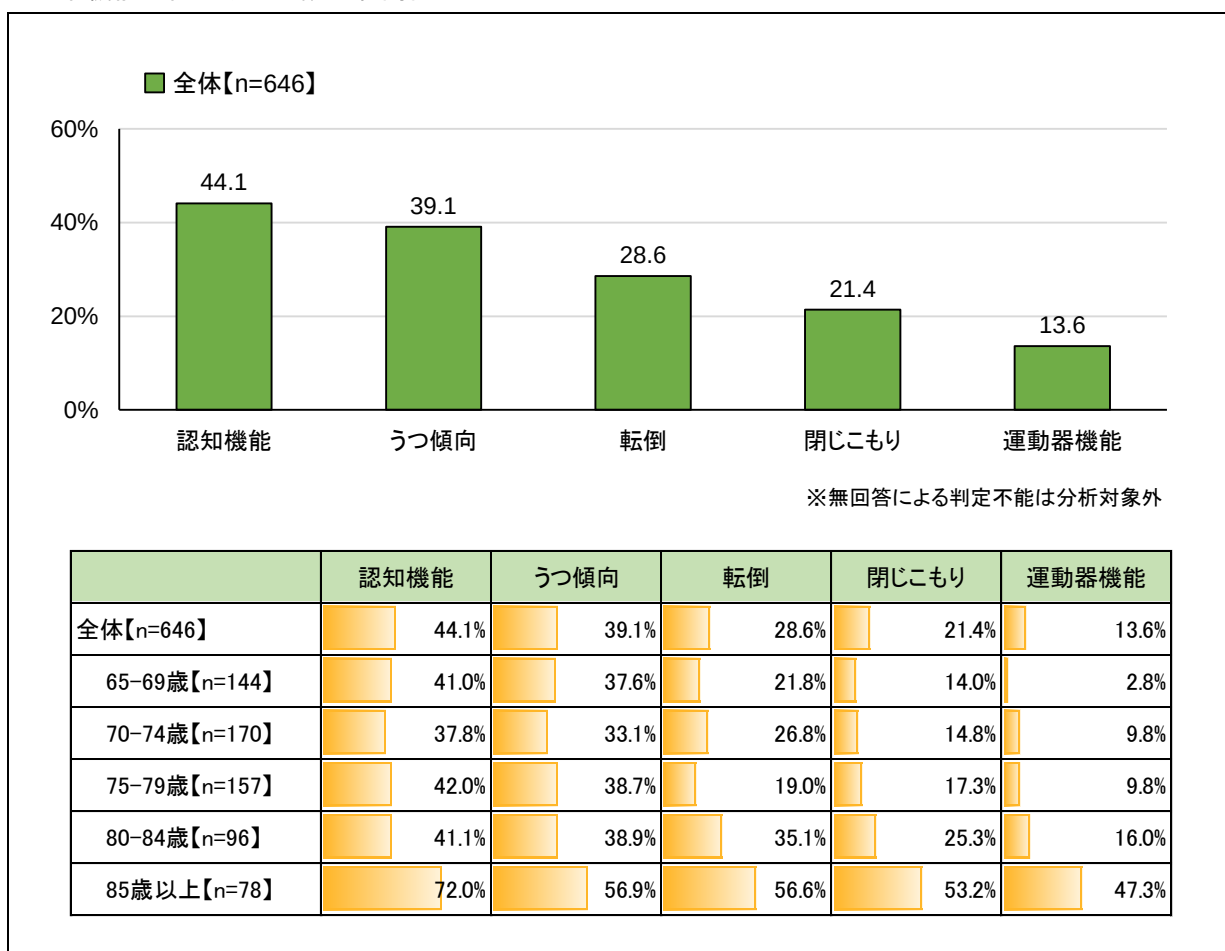
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 生活機能の低下リスクについて

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、判定された生活機能の低下リスクの該当状況をみると、全体では「認知機能」の低下リスク該当者割合が44.1%で最も高く、以下「うつ傾向」が39.1%、「転倒」が28.6%、「閉じこもり」が21.4%、「運動器機能」が13.6%となっています。

すべての項目において、年齢階層が高いほどリスク該当者割合も高くなる傾向がみられており、85歳以上では特に高く「認知機能」が72.0%、「うつ傾向」が56.9%、「転倒」が56.6%、「閉じこもり」が53.2%、「運動器機能」が47.3%となっています。

■生活機能の低下リスク該当者割合



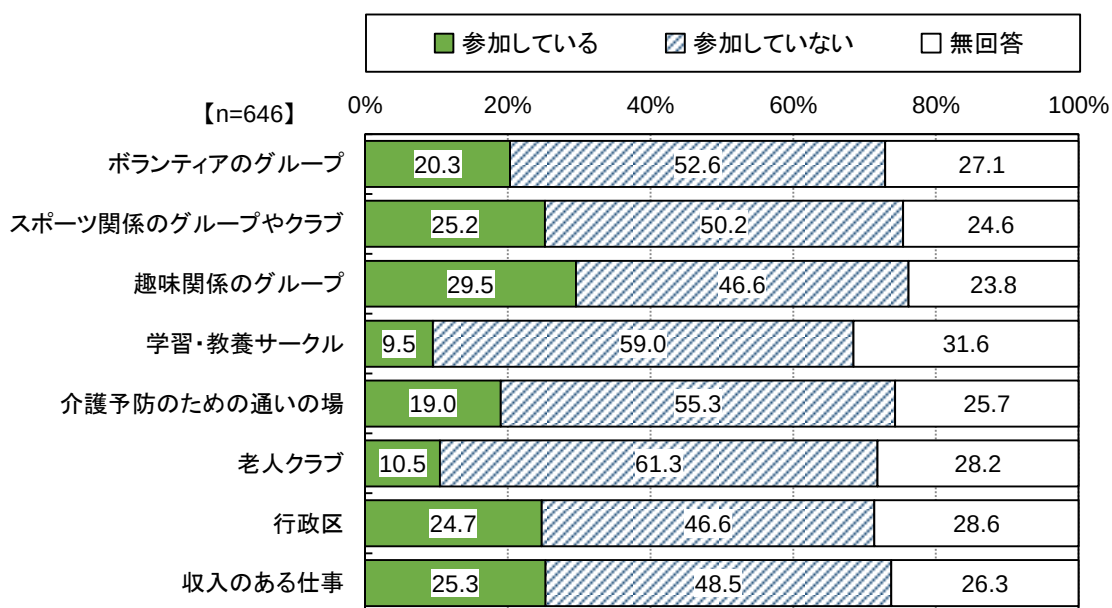
(2) 地域での活動について

会・グループ等への参加状況は、「趣味関係のグループ」が29.5%で最も多く、以下「収入のある仕事」が25.3%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が25.2%などとなっています。

地域づくりの参加意向（是非参加したい＋参加してもよい＋既に参加している）は、参加者としては62.0%、企画・運営者（世話役）としては40.7%となっています。

■ 会・グループ等への参加状況

Q. 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか（1つ）

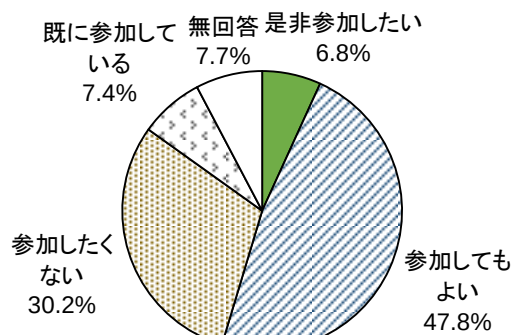


※「参加している」は、「週4日以上」～「年に数回」と回答した割合の合計

■ 地域づくりへの参加意向

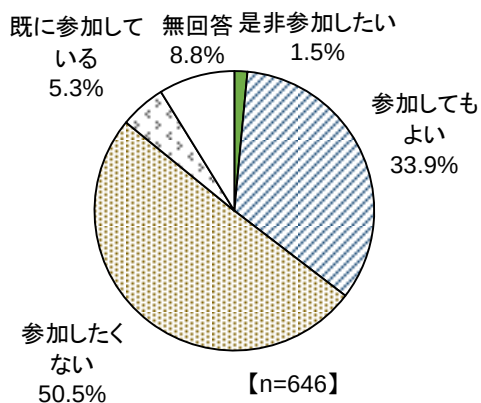
Q. 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか（1つ）

《参加者として》



【n=646】

《企画・運営者（世話役）として》



【n=646】

(3) 助け合いについて

心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が 57.6%で最も多く、以下「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 42.9%、「別居の子ども」が 41.5%などとなっています。

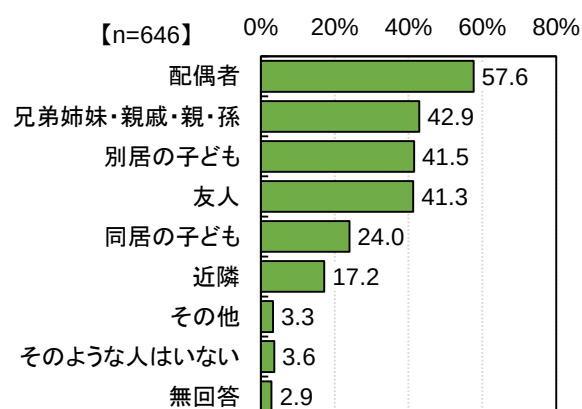
病気の際の看病や世話をしてくれる人についても、「配偶者」が 62.4%で最も多く、以下「別居の子ども」が 38.5%、「同居の子ども」が 28.5%などとなっています。

一方で、「そのような人はいない」との回答は3～4%程度となっています。

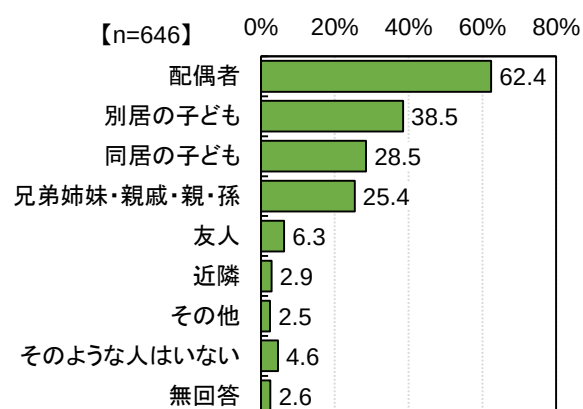
■あなたとまわりの人の「たすけあい」

Q. あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします（いくつでも）

《心配事や愚痴を聞いてくれる人》



《看病や世話をしてくれる人》



(4) 健康について

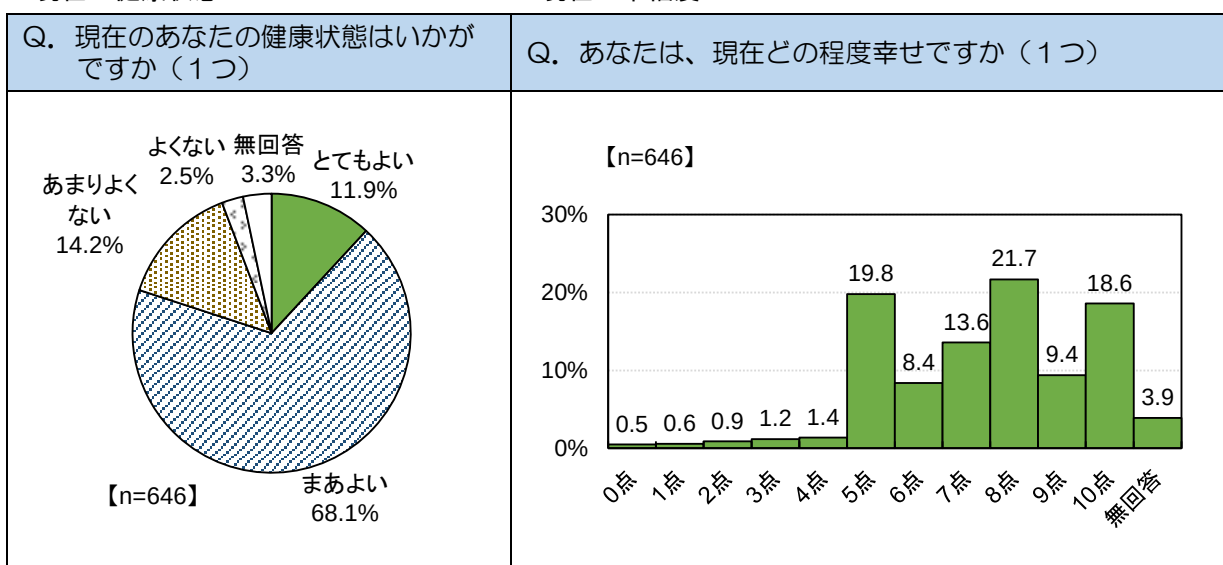
現在の健康状態は、「とてもよい」が 11.9%、「まあよい」が 68.1%で、合わせると 80.0%となっています。

現在の幸福度は、「8点」が 21.7%で最も多く、以下「5点」が 19.8%、「10点」が 18.6%などとなっています。

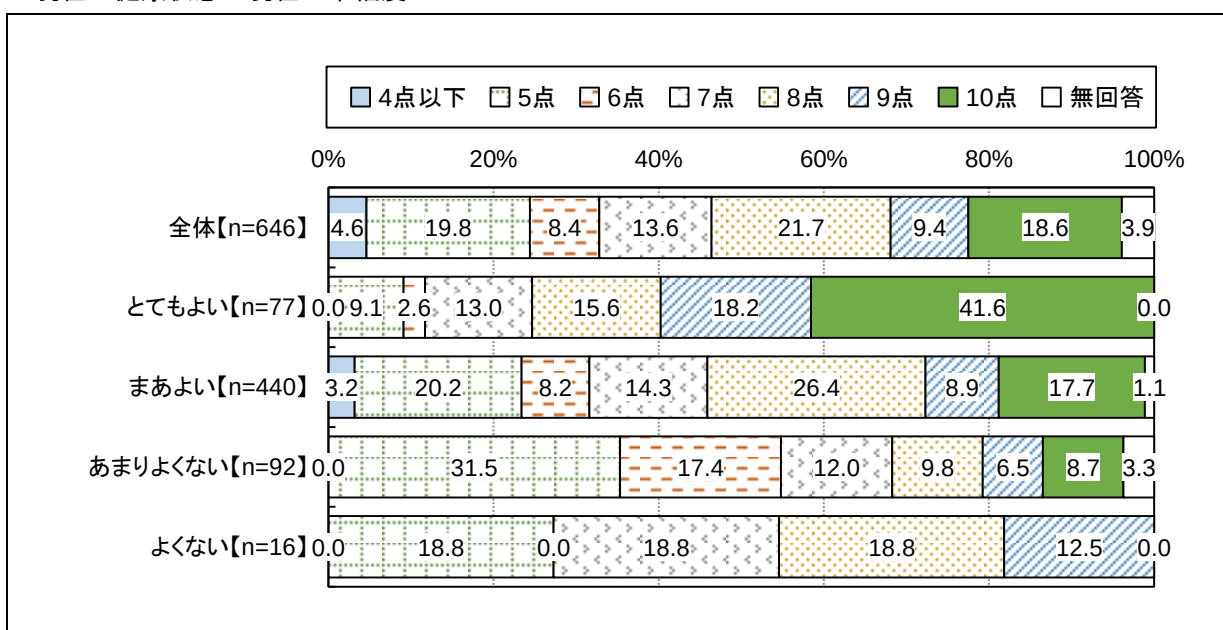
健康状態と幸福度の関連をみると、健康状態がよいほど幸福度も高くなる傾向がみられます。

■現在の健康状態

■現在の幸福度



■現在の健康状態 × 現在の幸福度



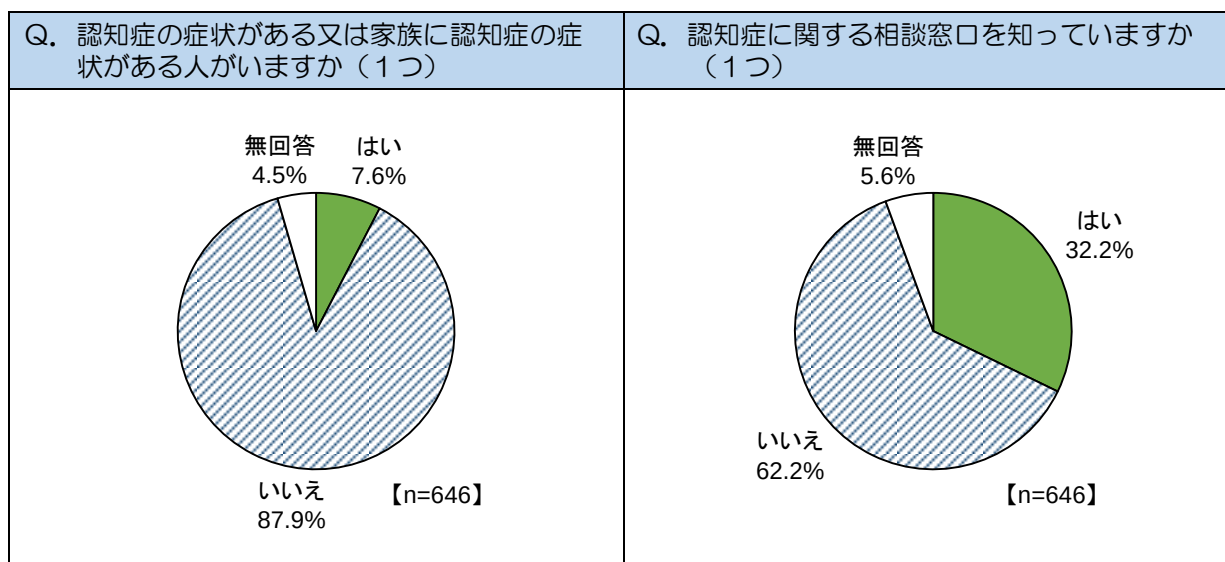
(5) 認知症について【新規項目】

自分又は家族の認知症の症状の有無について、「はい」が7.6%となっています。

認知症に関する相談窓口の認知度については、「いいえ」（知らない）が62.2%、「はい」（知っている）が32.2%となっています。

■ 認知症の症状の有無

■ 認知症の相談窓口の認知度



3 在宅介護実態調査

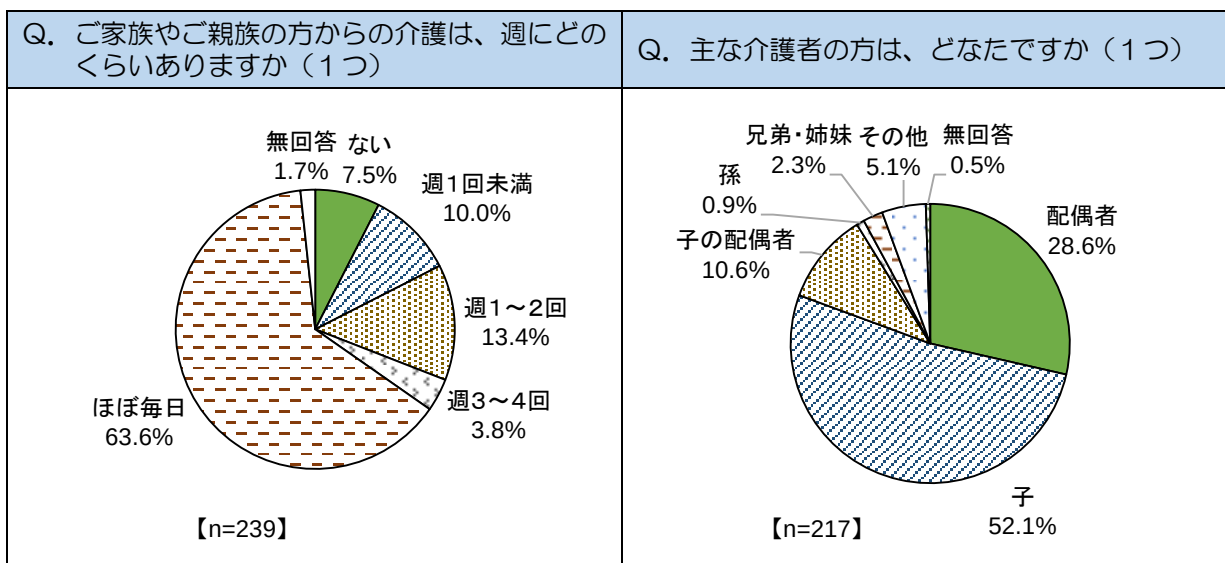
(1) 在宅で介護を担っている家族や親族

家族や親族からの介護を受けている割合は 90.8%となっています。主な介護者は、「子」が 52.1%で最も多く、次いで「配偶者」が 28.6%となっています。

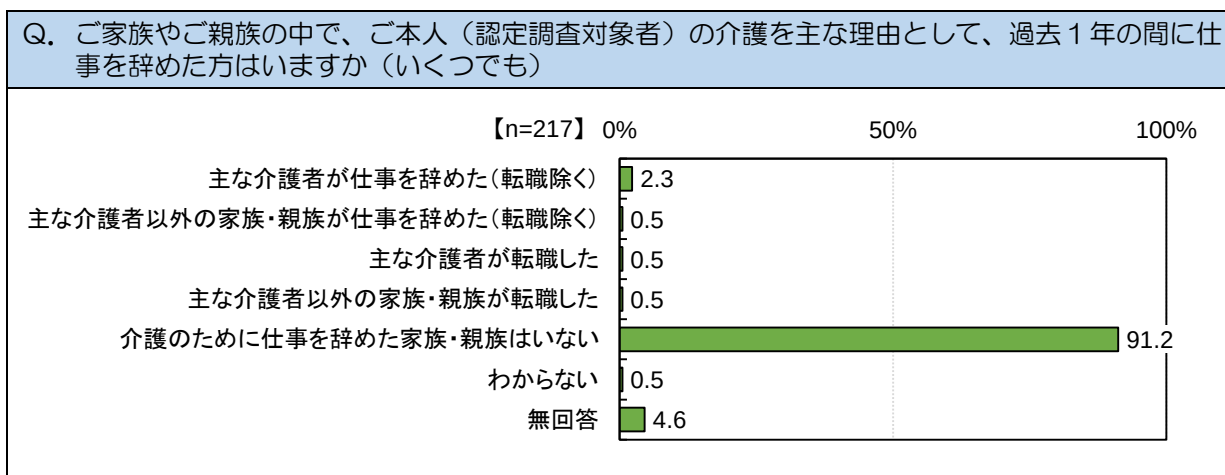
また、過去 1 年間で、家族や親族が介護を主な理由に離職・転職した割合は合計で 3.8%となっています。

■ 家族や親族からの介護

■ 主な介護者



■ 介護を理由に退職した家族や親族



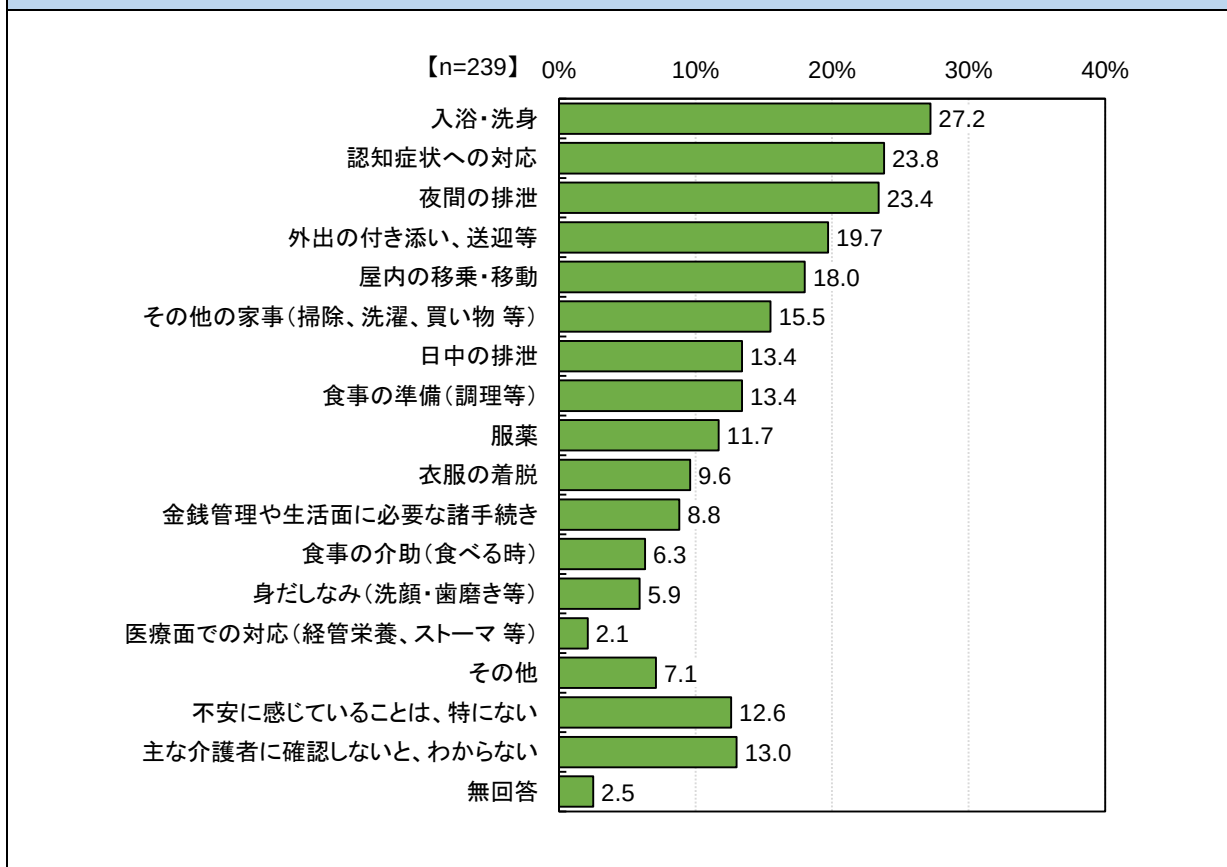
(2) 家族や親族による介護の状況

主な介護者が不安に感じる介護等は、「入浴・洗身」が27.2%で最も多く、以下「認知症状への対応」が23.8%、「夜間の排泄」が23.4%などとなっています。

一方、12.6%が「不安に感じていることは、特にない」と回答しています。

■不安に感じる介護

Q. 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（いくつでも）



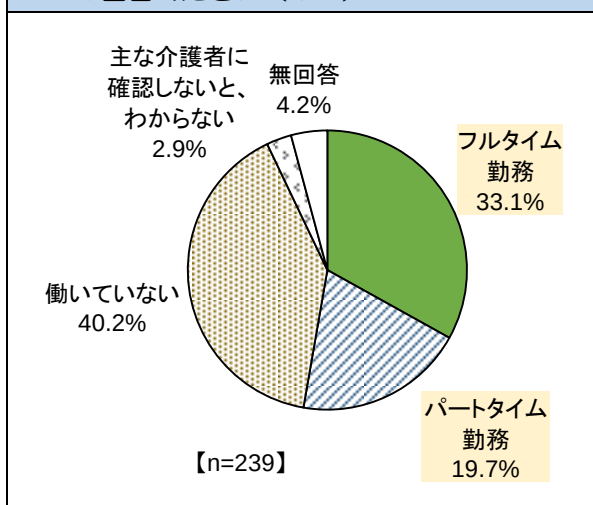
(3) 就労している家族や親族について

主な介護者のうち、「フルタイム勤務」が33.1%、「パートタイム勤務」が19.7%で、計52.8%が就労しており、仕事と介護の両立については、「続けていくのは、かなり難しい」が1.6%、「続けていくのは、やや難しい」が7.9%となっています。

なお、現時点での、施設等の入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が75.3%を占めています。

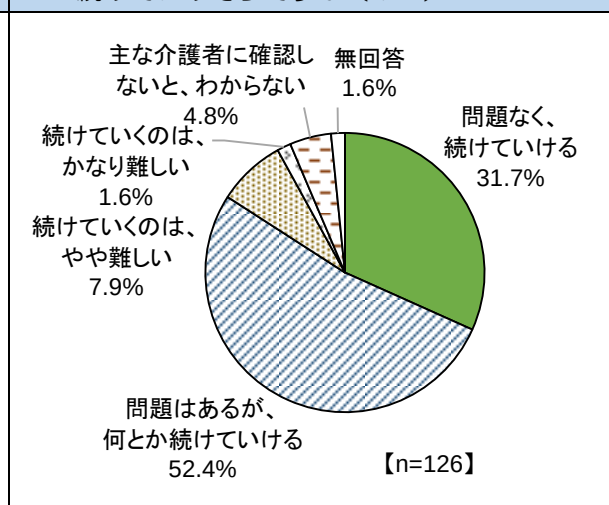
■主な介護者の勤務形態

Q 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください（1つ）



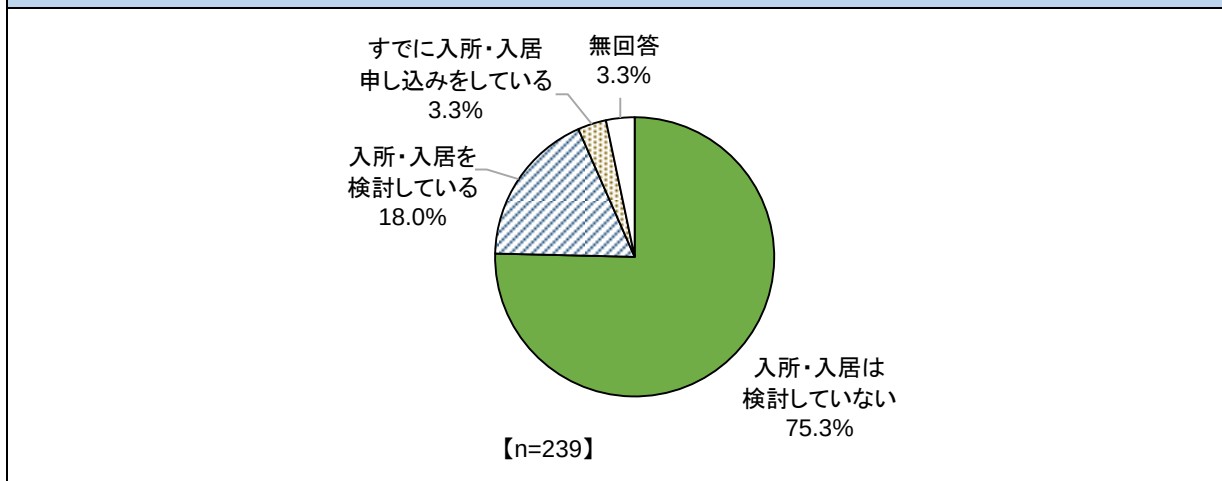
■主な介護者の仕事と介護の両立

Q 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか（1つ）



■施設等の入所・入居の検討状況

Q. 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください（1つ）



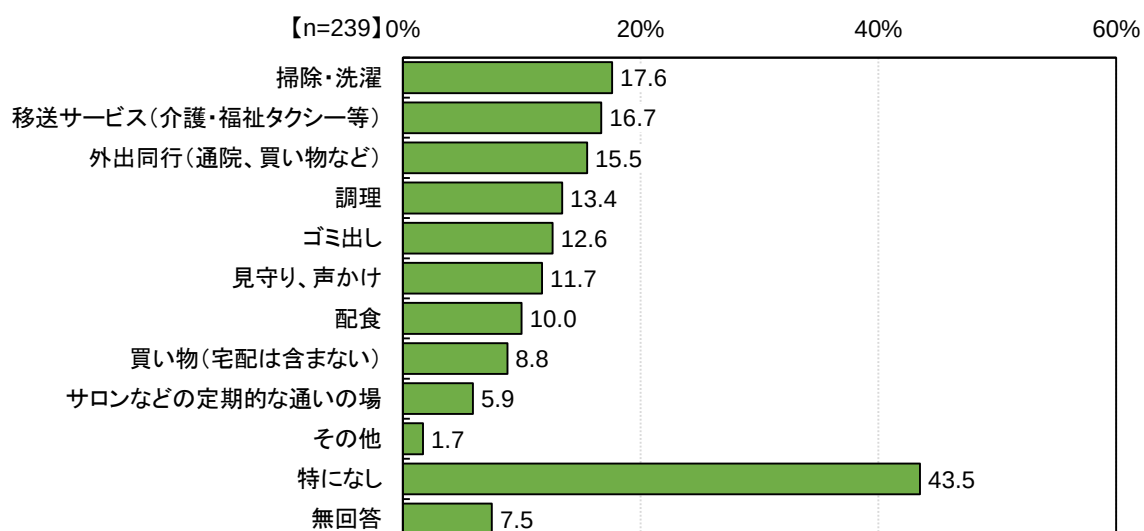
(4) 今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスは、「掃除・洗濯」が 17.6%で最も多く、以下「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 16.7%、「外出同行（通院、買い物など）」が 15.5%、「調理」が 13.4%などとなっています。

一方、43.5%が「特になし」と回答しています。

■今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービス

Q. 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください（いくつでも）



第5節 高齢者を取り巻く主な課題

(1) 地域における支え合いの充実

本町の高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても増加している状況です。

ニーズ調査によると、心配ごとや愚痴を聞いてくれる人、また、看病や世話をしてくれる人として、「配偶者」や「別居又は同居の子ども」などの割合が高く、「そのような人はいない」との回答はごくわずかとなっており、大半が身近な人との助け合いができています。

また、地域への参加状況は、「趣味関係のグループ」や「収入のある仕事」などが3割弱となっているほか、地域づくりへの参加について、参加者として6割強、企画・運営者として4割強が参加意向を示しており、地域の担い手として一定の参画が期待されます。

今後、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の主体的な活動参加を促進し、公的な支援と民間の支援が一体となって高齢者の暮らしを支えていける地域づくりを充実していくことが求められます。

(2) 介護予防・健康づくりの充実

ニーズ調査によると、健康状態が良いほど幸福感が高くなる傾向が見られており、高齢になっても健康でいきいきと暮らしていくためには、健康の維持・増進が重要となります。

一方で、生活機能の低下リスクの該当状況は、「認知機能」が4割強、「うつ傾向」が4割弱、「転倒」が3割弱などとなっており、さらにこれらのリスクは年齢階層が高くなるほど高まっている状況です。

今後、生活機能の低下リスクが高い75歳以上の高齢者が多くなることから、心身の生活機能の低下を防ぐフレイル予防や、介護予防・重度化防止の取組をさらに充実していくことが求められます。

(3) 認知症施策の充実

地域包括ケア「見える化」システムによると、本町の認知症高齢者数は年々増加しており、要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者の割合は6割弱を占めている状況です。

ニーズ調査によると、本町の高齢者の「認知機能」の低下リスクの該当状況は4割強で項目別では最も高い割合となっており、さらに85歳以上では7割強を占めています。

また、在宅介護実態調査によると、主な介護者が不安に感じることで、「認知症状への対応」が23.8%で上位に挙げられており、認知症の予防や支援等の取組が重要となります。

国においても、「認知症施策推進大綱」において、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが示されており、認知症になっても地域において安心して生活できるよう、認知症施策を充実していくことが求められます。

（４）在宅生活の支援の充実

在宅介護実態調査によると、今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスとして、「掃除・洗濯」や「調理」などの家事支援や、「移送サービス」や「外出同行」といった外出支援の割合が高くなっています。

また、主な介護者が不安に感じる介護等として、「入浴・洗身」や「夜間の排泄」などの直接的な身体介護を伴うものや、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」や「屋内の移乗・移動」といった移動に関するものの割合が高くなっています。

主な介護者の半数以上が働きながら介護を担い、その大半が何らかの問題を抱えていることから、在宅生活の継続や介護離職防止等に向けた多様な支援策を充実していくことが求められます。

（５）介護サービス基盤の充実

本町の要支援・要介護認定者は近年増加傾向にあり、令和２年９月末日時点では 450 人となっており、65 歳以上の第 1 号被保険者認定率は 16.7%となっています。

介護給付費については、近年減少傾向にありましたが、令和元年度は前年度から 5.4%増加し、6 億 1 千万円となっています。

今後 75 歳以上の後期高齢者の増加により、介護給付費は年々増加することが見込まれるため、地域の特性や状況等を考慮したサービス提供体制を検討するとともに、介護給付適正化の取組を充実していくことが求められます。

なお、第 8 期計画においては、令和 7（2025）年及び令和 22（2040）年の中長期的な視点に立った計画策定が求められており、現状を的確に捉え、将来的なビジョンをあらためて設定する必要があります。

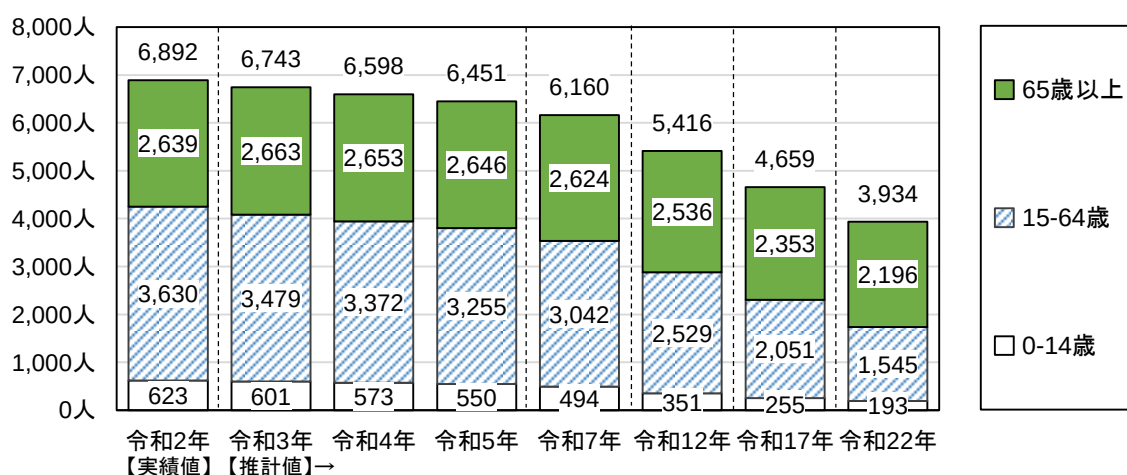
第6節 将来推計

1 推計人口

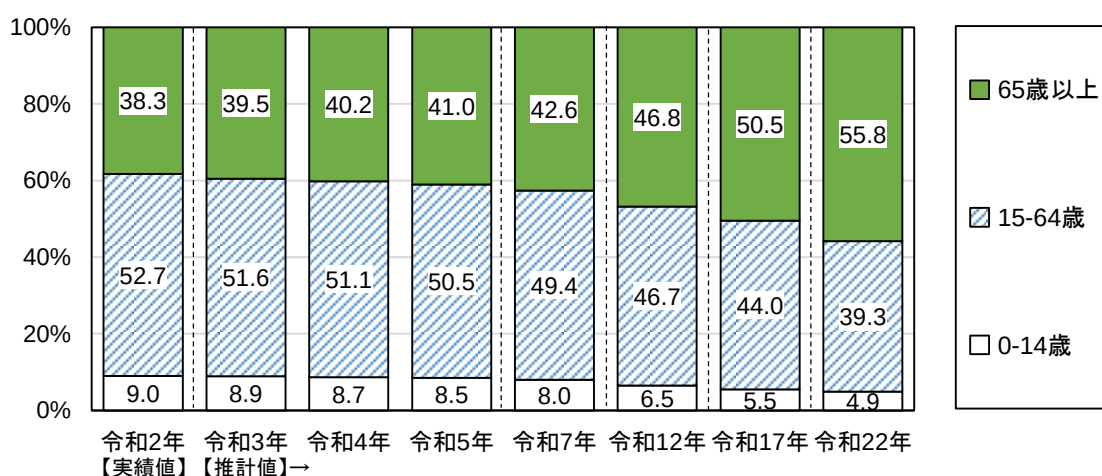
本町の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）により算出した推計人口をみると、本町の総人口は年々減少し、計画最終年の令和5年には6,451人となることが見込まれます。

65歳以上の高齢者人口は令和3年をピークに減少に転じますが、年少人口と生産年齢人口が一貫して減少することに伴い、高齢化率は増加を続け、令和5年には41.0%となり、令和17年には50%を超え、令和22（2040）年には55.8%に達する見通しです。

■長瀬町の推計人口



■長瀬町の推計人口（構成比）



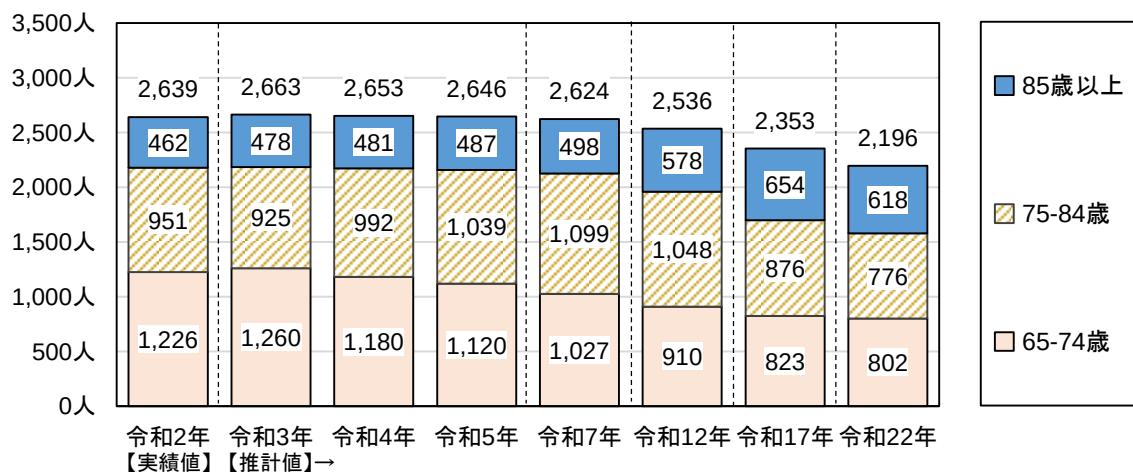
2 高齢者人口の推計

本町の高齢者人口の推計をみると、65～74 歳の高齢者は減少を続け、令和 12 年に 1,000 人を下回ることが見込まれます。

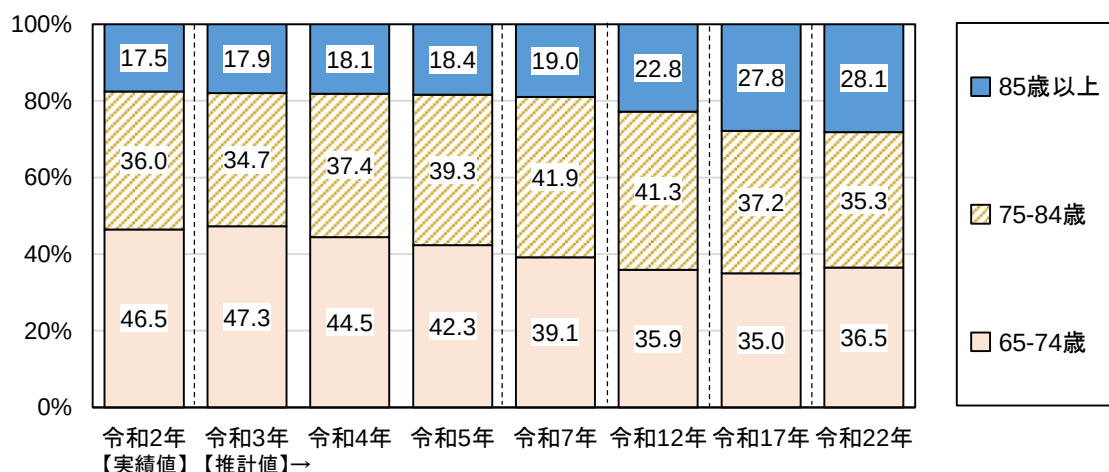
一方、75～84 歳の高齢者は令和 7 年にピークを迎え 1,099 人となり、構成比は全体の 41.9%となることを見込まれます。

85 歳以上の高齢者は増加傾向で推移し、令和 17 年にピークを迎え 654 人となり、構成比は全体の 27.8%となることを見込まれます。

■長瀬町の高齢者人口の推計



■長瀬町の高齢者人口の推計（構成比）

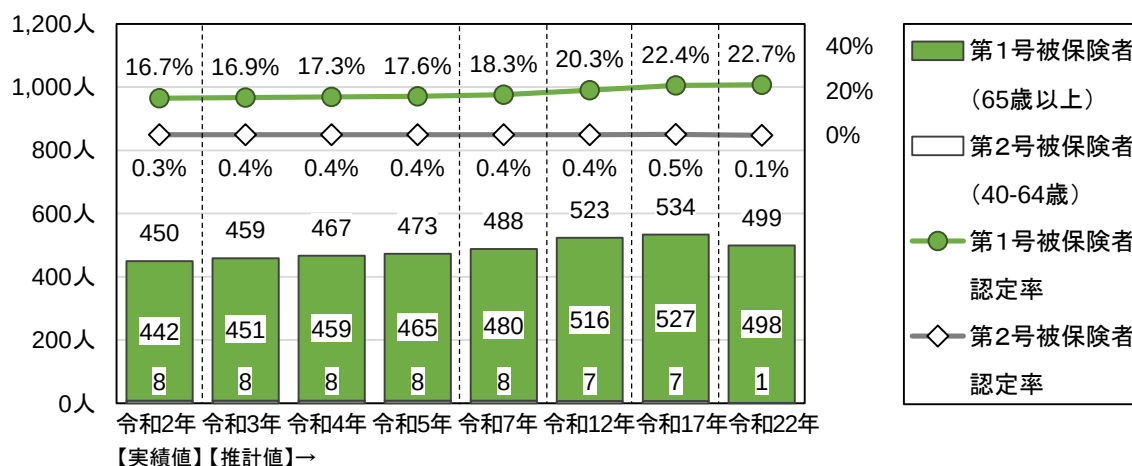


3 要支援・要介護認定者の推計

本町の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和5年には473人となり、ピークを迎える令和17年には534人となることが見込まれます。

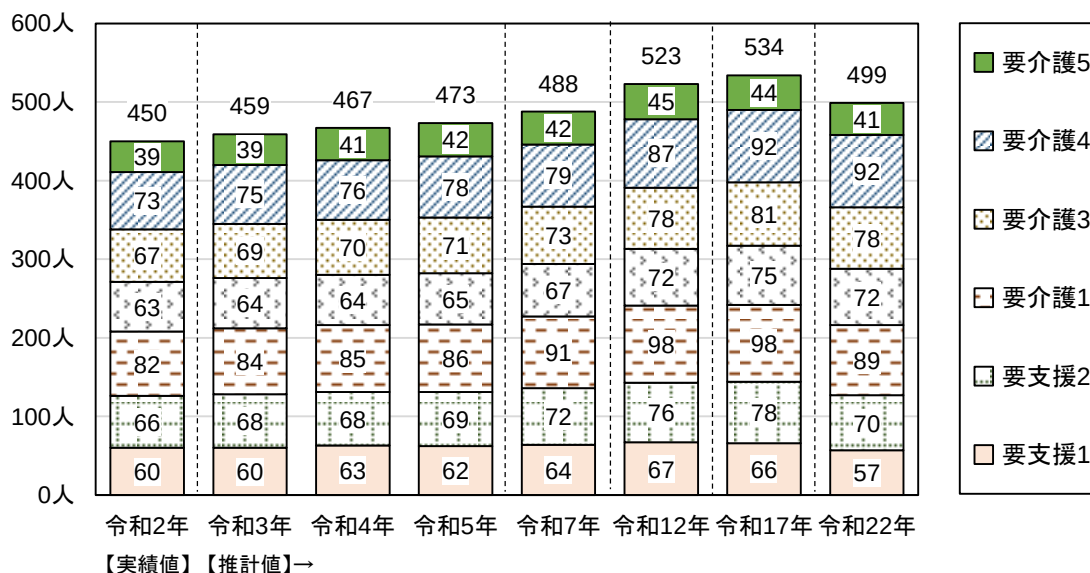
令和22(2040)年には、認定者数が減少に転じますが、団塊ジュニア世代が高齢者となり、要支援・要介護認定を持たない高齢者が増加することなどが背景として想定されます。

■長瀬町の要支援・要介護認定者数の推計



資料: 地域包括ケア「見える化」システムによる推計(各年9月末現在)

■長瀬町の要支援・要介護認定者数の推計(要介護度別)(暫定値)

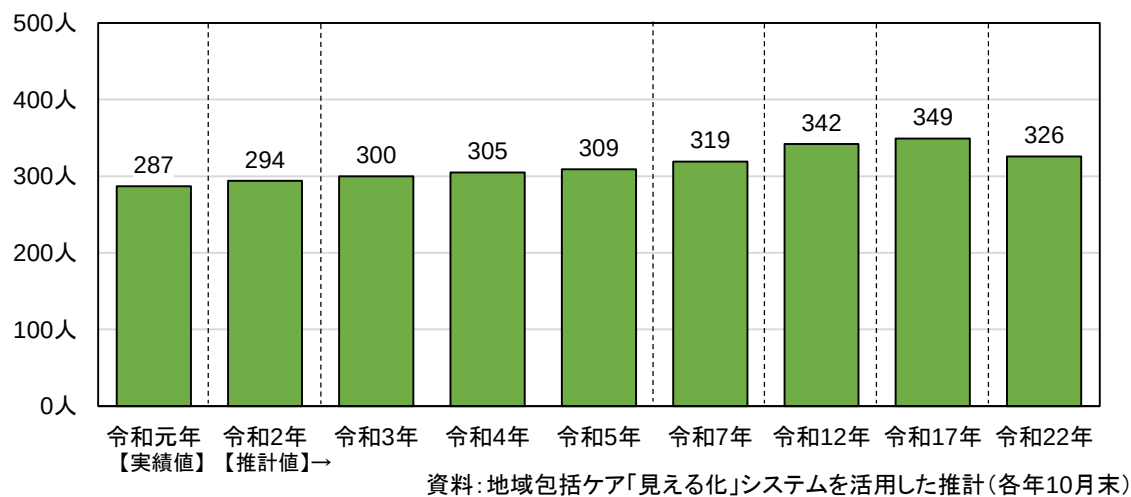


資料: 地域包括ケア「見える化」システムによる推計(各年9月末現在)

4 認知症高齢者の推計

本町の認知症高齢者の推計（要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者の割合を人口推計に乗じて算定）をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和5年に309人となり、令和17年にピークを迎え、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には326人となることが見込まれます。

■長瀬町の認知症高齢者の推計



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

健康で はつらつとした 長寿のまちの創造

本町では、いつまでもはつらつとした生活が送れるよう、生きがいや健康づくりに力を入れており、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、在宅サービスの充実のほか、住民の主体的な活動を支援しています。

また、第7期計画においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、健康で、生きがいを感じながら、自分らしく、自立して暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築と、制度や分野の枠にとらわず、一人ひとりが世代や背景を超えてつながり、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するとともに、町内の地域特性などに配慮した、きめ細かで多様性のある取組を継続し、地域での支え合いを基本とした総合的な高齢者福祉施策を推進してきました。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者が急増することが見込まれる令和22（2040）年に向けて、介護サービス基盤の充実が求められます。

また、高齢化が一層進む中で、地域共生社会の実現に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

本計画では、これまでの理念や取組を受け継ぎながら、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7（2025）年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。

そのため、本計画の基本理念を第6期計画及び第7期計画から継続して「健康で はつらつとした 長寿のまちの創造」と定め、計画を推進します。

第2節 計画の基本目標

基本理念のもと、長瀬町らしいまちづくりや施策の展開に向けて、本町の現状や課題を踏まえ、次の基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、中長期的な視点を踏まえ、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進します。

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、既存の施策の充実や関係機関等との連携を強化するとともに、身近な地域における生活支援体制の整備を図ります。

目標達成のための主な施策

- 包括的支援事業【79-86 頁】
- 地域包括ケアシステムの推進【97-99 頁】

基本目標2 介護予防・重度化防止・社会参加の推進

高齢者が生きがいを持って健康な生活を継続することができるよう、地域の実態把握・課題分析を行い、地域における共通の目標を設定・共有し、幅広い専門職の関与を得ながら、介護予防・重度化防止の取組を進めます。

また、心身の機能低下を防ぐフレイル予防や社会参加の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、疾病予防・重症化予防に努めます。

目標達成のための主な施策

- 介護予防・日常生活支援総合事業【75-79 頁】

基本目標3 認知症施策の推進

認知症の高齢者等にやさしい地域づくりを展開していくため、認知症施策推進大綱における「共生」と「予防」の視点を踏まえ、身近な地域において認知症高齢者やその家族等を見守り支援する普及啓発の取組や早期発見・早期対応等の認知症施策を推進します。

目標達成のための主な施策

- 認知症施策の推進【84-85 頁】
- 認知症サポーター養成講座【89 頁】

基本目標 4 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、様々な局面で求められており、今後その役割はより一層高まることが想定されることから、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の連携を推進します。

目標達成のための主な施策

- 在宅医療・介護連携の推進【83-84 頁】

基本目標 5 生活支援体制の整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加する現状のなか、高齢者が住み慣れた地域で、近隣とのつながりを保ち、生きがいを持ちながら安心して生活していくためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備が必要です。

生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を支える地域の支え合い助け合いの体制づくりを推進します。

目標達成のための主な施策

- 生活支援サービスの体制整備【85-86 頁】

基本目標 6 暮らしやすい生活環境の整備

高齢者とその家族が安全に安心して暮らしていくためには多様な福祉サービスや生活支援サービス等が必要であることから、保健、医療、介護、福祉の分野が連携しサービスや取組を充実するとともに、労働、交通、防犯、防災等の関係機関との連携を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりに努めます。

また、近年、災害や感染症への対応など、生活上の新たな課題が発生しており、高齢者が安心して生活することができるよう、関連計画を踏まえた取組を推進します。

目標達成のための主な施策

- 高齢者福祉施策【47-61 頁】
- 災害や感染症対策に係る体制整備【99 頁】

基本目標 7 介護サービスの基盤整備

高齢者の自立支援や尊厳のある生活の継続を可能とするとともに、家族介護者への支援や介護離職防止を図るため、在宅サービスを充実・強化するとともに、必要な施設の整備や有効活用等に努めます。

また、利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、サービス提供に必要となる介護人材の確保及び資質の向上並びに業務の効率化及び質の向上に努めます。

今後も介護給付費は増加することが見込まれるため、適正に要介護認定を行うとともに、適切なケアマネジメント及びサービス提供ができるよう、介護給付の適正化に努めます。

目標達成のための主な施策

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ●居宅サービス【65-69 頁】 | ●地域密着型サービス【70-71 頁】 |
| ●施設サービス【71-72 頁】 | ●給付費適正化事業【86-88 頁】 |
| ●介護給付適正化の推進【100 頁】 | |

第3節 施策体系

高齢者福祉施策	在宅福祉サービスの充実	1 在宅支援訪問介護事業 2 在宅支援短期入所生活介護事業 3 在宅支援通所介護事業 4 生活管理指導等短期宿泊事業 5 給食サービス 6 福祉有償運送 7 緊急通報システム等 8 ネットワーク支援 9 見守り活動 10 日常生活用具の貸与 11 紙おむつ排出用ごみ袋支給事業 12 ねたきり老人手当、介護手当の支給
	地域福祉活動の推進	1 社会福祉協議会の活動 2 ふれあいいきいきサロン事業 3 ボランティアセンター 4 地域支え合い事業
	生活の場と居場所の提供	1 養護老人ホーム 2 ケアハウス 3 有料老人ホーム 4 サービス付き高齢者向け住宅 5 いきいきプラザ 6 保健センター 7 中央公民館 8 世代間交流支援センター「ひのくち館」 9 高齢者障がい者いきいきセンター「いきいき館」 10 多世代ふれ愛ベース長瀬
	生きがい活動の推進	1 学習教養活動 2 世代間交流活動 3 スポーツ・レクリエーション活動 4 老人クラブ 5 シルバー人材センター
	福祉のまちづくり	1 バリアフリーの推進 2 あんしんサポートネットの活用 3 高齢者の住まいの安定的な確保
介護保険事業	介護サービス	1 居宅サービス 2 地域密着型サービス 3 施設サービス
	地域支援事業	1 介護予防・日常生活支援総合事業 2 包括的支援事業 3 任意事業

第４節 日常生活圏域の設定

地域包括ケアの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といいます。

また、地域における住民の生活を支える基盤は、保健・医療・福祉関係の施設だけでなく、住まいや公共施設、交通網、さらには地域資源を繋ぐ人的なネットワークが重要な要素となります。地域包括ケアを実現させるためには、これらが有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして機能することが重要です。

第７期計画までの「日常生活圏域」の設定にあたっては、町の面積や人口だけでなく、行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位など地域の特性を踏まえ、町全体を１つの「日常生活圏域」として設定していました。

本計画においても、同様に検討した結果、これまでの人口等の諸条件に大きな変化がないことから、町全体を１つの「日常生活圏域」として設定します。

第 4 章 高齡者福祉施策

第1節 在宅福祉サービスの充実

1 在宅支援訪問介護事業

身体上・精神上の障がいがあるため、日常生活を営むのに支障がある高齢者等で、要介護認定で非該当と判定された人等を対象にして、ホームヘルパーを派遣し、在宅で自立した生活を送るのに必要な生活支援サービスを提供し、在宅高齢者の福祉の向上を図るとともに、介護者の負担軽減を図ります。

■在宅支援訪問介護事業

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員(人)	0	0	0	1	1	1
利用延べ日数(日)	0	0	0	30	30	30

2 在宅支援短期入所生活介護事業

身体上・精神上の障がいがあるため、日常生活を営むのに支障がある高齢者等で、要介護認定により非該当と判定された人のうち、在宅で自立した生活を送ることが困難な人を対象にして、一時的に特別養護老人ホームに短期間入所させ、生活習慣等の指導や生活の質の向上を行います。

また、高齢者虐待等が発生した場合の緊急措置を行います。

■在宅支援短期入所生活介護事業

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員(人)	0	0	0	1	1	1
利用延べ日数(日)	0	0	0	30	30	30

3 在宅支援通所介護事業

身体上・精神上の障がいがあるため、日常生活を営むのに支障がある高齢者等で、要介護認定で非該当と判定された人のうち、在宅で自立した生活を送ることが困難な人を対象にして、通所介護サービスを提供し在宅高齢者の福祉の向上を図るとともに、介護者の負担軽減を図ります。

■在宅支援通所介護事業

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員(人)	0	0	0	1	1	1
利用延べ日数(日)	0	0	0	30	30	30

4 生活管理指導等短期宿泊事業

やむを得ない事由により自立生活に支障がある高齢者等を老人福祉施設等を活用し、一時的に短期間の宿泊により日常生活支援・指導を行います。

■生活管理指導等短期宿泊事業

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員(人)	0	0	0	1	1	1
利用延べ日数(日)	0	0	0	15	15	15

5 給食サービス

社会福祉協議会において65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び介護高齢者世帯を対象に、ボランティアが定期的に訪問して配食を行います。

■給食サービス

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人員(人)	397	329	390	420	420	420
年間実施回数(回)	6	6	6	6	6	6

6 福祉有償運送

既存の交通機関等を利用することが困難な高齢者を対象に、シルバー人材センターによる福祉有償運送など、民間事業者等の取組を促し、多様な主体による高齢者の外出支援を促進します。

■外出支援

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人)	62	62	64	65	65	65
利用人数(人)	245	216	132	180	200	200

7 緊急通報システム等

主に、ひとり暮らしの高齢者を対象とした、緊急通報システムの設置や社会福祉協議会において煙感知機の設置、また、町と社協、消防での防火査察等を行います。今後、ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれるため、高齢者が安心して生活できるよう、事業の充実を図ります。

■緊急通報システム

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数(台)	88	88	88	88	88	88

■煙感知機

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数(台)	8	9	9	10	11	12

■防火査察

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ査察件数(件)	70	70	34	60	62	64

8 ネットワーク支援

高齢者虐待の予防、早期発見や認知症等で援護が必要な高齢者、高齢者世帯への支援を図るため、町民を始めとする幅広い関係機関との連携や情報交換を行い、見守り活動のネットワークを充実させるとともに、高齢者が安心して生活できるよう支援体制を充実させます。

9 見守り活動

社会福祉協議会では、70歳以上のひとり暮らしの高齢者で日常生活の見守りが必要な人を対象に、安否確認のため乳酸菌飲料の配付事業を実施しています。

要支援高齢者等見守りネットワークとの連携について検討します。

■乳酸飲料の配布状況

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人員(人)	62	60	62	65	65	70

10 日常生活用具の貸与

短期及び応急的需要に対応した日常生活用具の貸与を行い、在宅の要援護高齢者等の生活支援を行います。

■特殊寝台

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ件数(件)	8	12	9	9	9	9

■車椅子

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ件数(件)	29	49	25	25	25	25

1 1 紙おむつ排出用ごみ袋支給事業

紙おむつ使用者（65 歳以上で要介護3以上の認定を受け世帯非課税の者及び身体障がい者であり、日常生活において常時おむつを必要としている者）のいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ排出用ごみ袋の支給を行います。

■紙おむつ排出用ごみ袋支給事業

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数(人)	28	18	10	10	10	10

1 2 ねたきり老人手当、介護手当の支給

心身の障がいや日常生活に著しい支障のある寝たきりの高齢者やその介護者に、ねたきり老人手当（月 3,000 円）と介護手当（月 5,000 円）を支給します。

■ねたきり老人手当

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給者数(人)	6	4	4	4	4	4

■介護手当

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給者数(人)	6	4	4	4	4	4

第2節 地域福祉活動の推進

1 社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、住民参加による地域福祉の推進を目的として、町における民間福祉活動の中軸にあり、敬老会の開催や高齢者のいきいきと健康づくり活動、小学校児童との世代間交流など住民主体の諸事業を展開しています。

また、ボランティアセンターの運営やボランティアとの連携により、給食サービスやひとり暮らし高齢者の見守りなど、住民の福祉ニーズに対応した、さまざまな事業を行っています。

ひとり暮らしなどで見守りが必要な高齢者や地域とのつながりが少ない高齢者が増え、ニーズが多様化、個別化しているなか、高齢者自らの介護予防や自立支援を視点とした住民の支え合いによる地域福祉の形成が求められています。

今後も、地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念、基本目標などを踏まえ、自助、共助の取組を推進し、住民主体によるふれあいいきいきサロン事業などの充実をはじめ、住民の福祉活動への参加を促進し、老人クラブ等との連携により、高齢者も含めた地域の人的資源や特色をいかした事業を支援しながら、地域福祉活動を推進するとともに、各種福祉サービスとの連携を強化し活動を進めます。

平成 29 年度より長瀬町が委託した生活支援体制整備事業を推進し、多様な住民福祉活動の調整や生活支援コーディネーターを配置するとともに、住民主体の活動を推進するための協議体の運営を担い、積極的に助け合い支え合いの地域づくりを行っています。

2 ふれあいいきいきサロン事業

高齢者の主体的な社会参加や健康づくりなどにより介護予防を図るため、社会福祉協議会で実施している「ふれあいいきいきサロン」と保健事業等との連携を進めます。

また、地域の社会資源を生かした住民の支え合い活動につながるようサロン事業を進めるとともに、地域の人材を含めた社会資源の発掘による拡充と自宅から歩いて通える実施場所を検討します。

■ふれあいいきいきサロン事業

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数(箇所)	9	13	12	12	13	14
実施延べ回数(回)	180	228	108	220	230	240

3 ボランティアセンター

ボランティア活動は、町内の地域福祉活動を支える重要な担い手であり、社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されています。高齢者に関するボランティア活動としては、町内の各種事業やイベントの手伝いなどのほか、給食サービスや見守り活動、ふれあいいきいきサロン活動などを行っています。また、高齢者の介護施設などの訪問や介助の手伝いなども行っています。

今後も住民ボランティア活動の支援を進めるとともに、会員の技能・資質向上に努め、団体だけでなく、個人ボランティアの派遣要請など多様な住民ニーズに対応できるボランティアの育成、登録を進めます。

■ボランティアセンター

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数(件)	1,473	1,464	1,300	1,400	1,450	1,500
ボランティア登録団体数(数)	5	5	6	7	8	9
ボランティア団体登録人数(人)	66	61	67	85	90	95
個人ボランティア登録人数(人)	6	6	16	25	30	35

4 地域支え合い事業

地域支え合い事業「元気と安心お助け隊」は、高齢者等（利用会員）の必要とする手助けをボランティア（協力会員）が支援し、そのお礼を「長瀬お宝商品券」で支払います。その商品券を受け取ったボランティアは、町内の商店で買物ができる循環型の共助サービスで、長瀬町商工会が行っています。

高齢化により利用を希望される方の増加が見込まれることにより、新たなボランティアの登録を働きかけるとともに、外出が困難な方への移動支援をはじめとして、ちょっと困った生活支援を中心に、有償ボランティアサービスの定着をめざします。

■地域支え合い事業

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア利用件数(件)	269	357	260	300	330	360
協力会員登録数(人)	83	85	85	85	85	85
利用会員登録数(人)	189	199	200	205	210	215

第3節 生活の場と居場所の提供

1 養護老人ホーム

身体上または精神的、経済的な理由により、在宅における生活が困難な方に対して養護老人ホームの措置入所を行います。

本町には養護老人ホームはありませんが、近隣市町村と連携を図りながら、今後も引き続き事業を推進します。

■養護老人ホーム

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所者数(人)	2	2	1	1	1	1

2 ケアハウス

ケアハウスは、独立して生活するには不安のある高齢者が、自主性を尊重しながら、心身ともに健やかに自立した生活を送るための入所施設です。

近隣市町村と連携を図りながら、利用を推進します。

■ケアハウス

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所者数(人)	0	0	0	1	1	1

3 有料老人ホーム

入居した高齢者に対し、入浴、排せつや食事の介護、食事の提供などの日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした施設です。

「介護付有料老人ホーム」、「住宅型有料老人ホーム」、「健康型有料老人ホーム」の3つの類型に分けられ、本町には住宅型有料老人ホームが1施設（定員28人）整備されています。

今後も、制度改正等を注視し、適切な供給が確保されるよう支援します。

■有料老人ホーム

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入居定員(人)	28	28	28	28	28	28

4 サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、状況把握サービスや生活相談サービスを提供する賃貸住宅又は有料老人ホームです。

本町には、民間による2施設（定員 62 人）が整備されています。

今後も、制度改正等を注視し、適切な供給が確保されるよう支援します。

■サービス付き高齢者向け住宅

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入居定員(人)	62	62	62	62	62	62

5 いきいきプラザ

高齢者が心身の健康保持を図るため「いきいきプラザ」（保健センター2階社会福祉協議会内）にレクリエーションの場を提供しています。老人クラブ、ボランティアグループ、趣味の会などの活発な交流の場となっています。

利用者数は減少傾向にありますが、生活支援体制整備協議体の話し合いや高齢者の趣味のサークル活動、新たなボランティア活動の拠点として利用の促進を図ります。

■いきいきプラザ

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数(人)	3,184	2,661	1,700	2,700	2,700	2,700

6 保健センター

保健センターは、町の保健活動の拠点施設です。

今後も、施設の適正な維持管理とともに、備品・機器の整備により、保健活動だけでなく介護予防活動や高齢者のサークル活動の場としても活用できるよう、機能の充実に努めます。

7 中央公民館

中央公民館は、介護予防教室、介護予防講演会など、各種の介護予防事業や健康・体力づくりなどの活動の場として活用されています。

今後も、介護予防活動の拠点として、有効活用に努めます。

8 世代間交流支援センター「ひのくち館」

高齢者の介護予防事業や子育て支援事業、また、集いの場として活用されています。

■世代間交流支援センター「ひのくち館」

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数(人)	107	86	120	120	120	120

9 高齢者障がい者いきいきセンター「いきいき館」

「いきいき館」は、高齢者と障がい者が運動や作業等を行い、共に生きがいづくりができる施設に整備されています。

高齢者については、介護予防教室、おひまちや新年会を開催し、地域の高齢者の交流や閉じこもり予防を目的とした事業等を行うとともに、身近な場所でいつでも気軽にかよえるサロンを設け、虚弱、運動機能低下、閉じこもり等の予防に努めます。

障がい者については、作業所を開設し、就労継続支援を行い、観光地でもある当町の立地を生かし、お菓子等を作って販売等を行っています。

また、このような事業を行い、高齢者と障がい者の交流を図っていく中で、コミュニケーションを取りお互いの関係を深め、気持ちを理解し、共に生きがいを共有することができる共生社会の実現を目指します。

■高齢者障がい者いきいきセンター「いきいき館」

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数(人)	3,921	3,718	4,220	4,020	4,020	4,020

10 多世代ふれ愛ベース長瀬

単なるサービス提供の拠点としてではなく、子どもや高齢者をはじめとした、地域住民の交流の場として、総合的に支え合える新たな拠点として平成30年度に開設しました。

地域共生社会の実現に向けて、世代や分野を超えた様々な人との交流を通じ、「子ども」は見守る地域住民からの支援を受け、「見守る地域住民」は子どもとの関わりを通じ、生きがいやつながりを見出し、さらに「見守る地域住民」と「子育て世代」の新たな関係性を築ける場所として運営します。

また、子育て支援事業、健康づくり事業、介護予防事業を実施するとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターとして保健指導や様々な相談に応じ、よりきめ細やかに対応できる体制を充実します。

■多世代ふれ愛ベース長瀬

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数(人)	7,982	7,666	3,400	7,700	7,800	7,900

第4節 生きがい活動の推進

1 学習教養活動

高齢者にとって学習の機会や創作活動は、社会環境の変化に対応する能力と心身の健康を培い、あわせて社会参加による満足や生きがいへつながるものです。今後も、各種事業を通じて高齢者の学習教養活動の支援を充実します。

■学習教養活動

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	4	6	1	6	6	6
参加延べ人数(人)	205	151	30	150	155	160

2 世代間交流活動

高齢者が長年培った経験や地域の伝承文化などを次世代につないでいく活動は高齢者の社会参加を促すとともに、子どもとの交流活動は、生きがいを高め、健康づくりにつながります。今後もイベント等を通じて、高齢者と子どもたちが交流する活動を推進します。

■世代間交流活動

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	16	16	6	11	13	13
参加延べ人数(人)	948	924	50	530	650	650

3 スポーツ・レクリエーション活動

高齢者の生きがいや健康づくりのため、「高齢者スポーツ・レクリエーション大会」を開催するなど、年齢や体力を気にせず、楽しみながら行える、高齢者が参加するスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

また、高齢者が気軽に参加できるような体操や軽スポーツ等の普及を図るとともに、身近で利用できるスポーツ・レクリエーション施設、介護予防拠点施設として中央公民館の活用を促進し、利用者の利便性の向上を図ります。

■スポーツ・レクリエーション活動

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	2	1	1	1	2	2
参加人数(人)	253	114	30	100	250	250

4 老人クラブ

老人クラブは、高齢者の自主的、積極的な運営により、生きがいと健康づくりを推進することを目的として活動しています。主な活動内容としては、交流事業や地域清掃活動、ハイキング、スポーツ大会、研修旅行、友愛訪問などです。

高齢者が増加する一方で、老人クラブ会員数は減少しており、老人クラブごとの活動を主体に多くの高齢者が参加できる事業を実施し、老人クラブ活動の促進に努めます。

■老人クラブ

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数(クラブ)	12	12	11	12	12	12
会員数(人)	775	708	624	650	655	660

5 シルバー人材センター

シルバー人材センターでは、施設管理、植木の手入れ、除草、襖や障子の張り替えなどの幅広い分野で、経験と技術を発揮する場を提供しています。

今後も、豊富な経験や高い能力で地域社会づくりに貢献できるよう、就業機会の確保を一層支援します。また、福祉有償運送サービスや介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型生活援助サービス・通所型サービス）の安定したサービス提供と人材確保に対し情報提供や支援をします。

■シルバー人材センター

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人)	130	127	127	130	130	130
就労実人員(人)	130	119	115	120	120	120
延べ就労人員(人)	15,080	14,894	13,000	13,500	14,000	14,000

第5節 福祉のまちづくり

1 バリアフリーの推進

高齢者が気軽に外出するためには、安全な道路環境や施設整備が必要です。

今後も、埼玉県の「福祉のまちづくり条例」に基づいた施設整備を進め、高齢者が安心して過ごせるまちづくりを進めます。

2 あんしんサポートネットの活用

身内のいないひとり暮らしなどで、自らの意思を決定することや表明することが困難な高齢者の権利を守るしくみを構築することが重要です。

社会福祉協議会において「あんしんサポートネット」を実施しており、今後、制度のより一層の周知活動を進め、必要な人が利用しやすいよう支援します。

■あんしんサポートネットの活用

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	1	2	2	2	2	2

3 高齢者の住まいの安定的な確保

地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者が安心して生活できる住まいの確保が重要となっています。

そのため、公営住宅の再整備に際して、高齢者向け住宅の確保や、民間住宅においては、高齢者が住みやすい住宅等に関する情報等の普及促進に努めます。

また、「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」(埼玉県居住支援協議会)等の活用により、低所得の高齢者や身寄りのない高齢者等への支援を推進します。

第 5 章 介護保険事業

第1節 介護サービスの現状と今後の見込

1 居宅サービス

居宅サービスは、在宅の利用者に対して提供するサービスで、利用者宅への訪問、施設への通い、短期入所といった形態があります。介護保険制度では、自立支援の観点から居宅における生活を継続するための居宅サービスを重視しており、高齢者が住み慣れた自宅で自分らしく生活していけるよう、サービスを充実していくことが求められます。

(1) 訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが要介護認定者の居宅を訪問し、介護その他の必要な日常生活上の世話を行うサービスです。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ回数(回)	6,771	6,424	8,690	8,208	8,353	8,477	8,584	9,374
	延べ人数(人)	480	503	648	672	684	696	708	768

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要支援・要介護認定者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ回数(回)	197	190	280	202	202	202	202	256
	延べ人数(人)	52	38	48	48	48	48	48	60
予防給付	延べ回数(回)	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、要支援・要介護認定者の居宅を訪問し、看護師等が療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ回数(回)	1,483	1,661	2,810	2,056	2,056	2,056	2,044	2,510
	延べ人数(人)	257	277	360	372	372	372	372	456
予防給付	延べ回数(回)	217	343	718	660	660	660	726	726
	延べ人数(人)	41	69	156	120	120	120	132	132

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、要支援・要介護認定者の居宅において、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ回数(回)	1,874	1,070	1,024	1,369	1,369	1,369	1,369	1,441
	延べ人数(人)	216	139	144	156	156	156	156	168
予防給付	延べ回数(回)	562	633	868	786	786	786	860	786
	延べ人数(人)	81	109	132	132	132	132	144	132

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な要支援・要介護認定者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うサービスです。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	132	117	216	276	276	300	276	336
予防給付	延べ人数(人)	3	1	0	0	0	0	0	0

(6) 通所介護

通所介護は、要介護認定者がデイサービスセンター等に通い、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を受けるサービスです。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ回数(回)	10,048	10,782	11,382	11,516	11,815	11,942	12,196	13,087
	延べ人数(人)	970	934	948	996	1,020	1,032	1,056	1,128

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、要支援・要介護認定者が介護老人保健施設・病院等に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ回数(回)	3,139	3,235	3,670	3,764	3,865	3,958	4,046	4,339
	延べ人数(人)	426	420	456	480	492	504	516	552
予防給付	延べ人数(人)	305	330	264	264	264	276	288	276

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、在宅の要支援・要介護認定者が短期入所施設に短期間入所し、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を受けるサービスです。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ日数(日)	2,568	2,188	1,338	1,901	1,901	1,901	1,901	2,096
	延べ人数(人)	211	165	132	144	144	144	144	156
予防給付	延べ日数(日)	38	12	0	36	36	36	36	36
	延べ人数(人)	12	4	0	12	12	12	12	12

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、在宅の要支援・要介護認定者が介護老人保健施設等に短期間入所し、看護・医学的管理の下における介護・機能訓練その他必要な医療や日常生活上必要な世話を受けるサービスです。

【老健】

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ日数(日)	18	95	0	0	0	0	0	0
	延べ人数(人)	5	6	0	0	0	0	0	0
予防給付	延べ日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

【病院等】

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ日数(日)	358	272	137	318	318	318	318	318
	延べ人数(人)	38	27	24	36	36	36	36	36
予防給付	延べ日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要支援・要介護認定者の心身の状況や環境により、適切な福祉用具（車いす、特殊寝台、歩行器等）の選定を行い貸与するサービスです。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	1,023	1,111	1,296	1,200	1,224	1,272	1,272	1,380
予防給付	延べ人数(人)	356	435	480	492	504	492	516	492

(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

特定福祉用具販売は、要支援・要介護認定者の心身の状況や環境による適切な福祉用具（ポータブルトイレ・入浴補助用具等）の購入に対し保険給付を行うものです。

区分		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	24	32	12	24	24	24	24	24
予防給付	延べ人数(人)	6	12	12	12	12	12	12	12

(12) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

住宅改修は、在宅の要支援・要介護認定者の心身の状況や住宅の状況から必要と認められた場合に行われる、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修に対するサービスです。

区分		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	14	18	12	12	12	12	12	12
予防給付	延べ人数(人)	10	9	24	24	24	24	24	24

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等の特定施設に入居している要支援・要介護認定者に、ケアプランに基づく介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

区分		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	64	43	180	180	180	192	192	216
予防給付	延べ人数(人)	13	12	12	12	12	12	12	12

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、ケアマネジャーによるケアプランの作成、事業者との連絡調整・紹介等のサービスを行うものです。

区分		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	1,837	1,825	1,980	1,884	1,908	1,956	1,992	2,124
予防給付	延べ人数(人)	625	727	744	756	768	780	804	756

2 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。このサービスは、町がサービス事業者を指定し、原則として町民のみが利用できるものです。

本町において施設が整備されている地域密着型サービスは、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型通所介護」となります。

その他の地域密着型サービスについては、サービスの需要等を考慮しながら、サービス提供体制の整備を検討します。

なお、特別な事情がある場合は、事業所所在地の市町村長の同意が得られた時に限り、例外として町民以外の利用が可能となっています。

(1) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供します。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	48	70	72	168	168	168	168	192
予防給付	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症である要支援・要介護認定者が共同生活を営む住居において、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を行うサービスです。

現在1施設(2ユニット・18名)が整備されており、今後は認知症高齢者が増加することが想定され、地域の状況やニーズ等を考慮して整備を検討します。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	125	136	144	156	168	180	192	204
予防給付	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、要介護者が、小規模のデイサービスセンター等に通い、介護その他の日常生活上必要な世話及び機能訓練を受けるサービスです。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ回数(回)	2,005	1,973	1,838	1,636	1,636	1,636	1,729	1,636
	延べ人数(人)	211	208	180	180	180	180	192	180

◎地域密着型サービスの必要利用定員総数

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、必要定員総数を定めることが求められており、本町では、各サービスについて次のように見込みます。

区分 \ 年度		計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
認知症対応型共同生活介護(人/日)		27	27	27	27	27
地域密着型特定施設入居者生活介護(人/日)		0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人/日)		0	0	0	0	0

3 施設サービス

施設サービスは、在宅生活が困難な高齢者が介護保険施設に入所し、日常生活の支援を受けるサービスです。

利用見込みにあたっては、サービス利用の実績及びサービス基盤の状況、介護離職ゼロ及び在宅医療からの追加的需要への対応分を勘案し、本計画期間における施設サービスの利用者数を見込みました。

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、入所定員 30 名以上の特別養護老人ホームに入所している要介護者に、ケアプランに基づき介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	882	881	912	936	960	984	1,008	1,056

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、入所する要介護者にケアプランに基づく看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をを行う施設です。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	288	350	336	360	384	408	432	456

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、療養病床等を持つ病院又は診療所で、入院する要介護者に対し、ケアプランに基づき療養上の管理、看護、介護その他の世話及び機能訓練やその他必要な医療を行う施設です。

国の医療構造改革の一環としての療養病床再編成により、介護療養病床への介護保険の適用は平成 29 年度末までとなっていましたが、令和 5 年度末までに延長されています。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0		

(4) 介護医療院

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のために、平成 30 年 4 月から新たに創設された施設で、介護保険法上の介護保険施設となりますが、医療法上は医療提供施設として位置づけられます。

区分 \ 年度		実績値(令和2は見込値)			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

4 サービス別給付費の実績と見込

(1) 介護給付

単位:千円

区分	年度	実績額(令和2は見込)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
居宅サービス							
訪問介護		18,385	18,072	25,918	24,047	24,523	24,896
訪問入浴介護		2,344	2,256	3,213	2,334	2,336	2,336
訪問看護		7,273	8,171	13,781	9,267	9,272	9,272
訪問リハビリテーション		5,207	2,898	2,745	3,664	3,666	3,666
居宅療養管理指導		1,507	1,258	2,218	3,015	3,017	3,309
通所介護		74,159	78,861	84,186	86,066	88,303	89,499
通所リハビリテーション		27,354	27,414	32,308	33,299	34,292	35,318
短期入所生活介護		20,020	17,069	10,711	15,294	15,302	15,302
短期入所療養介護【老健】		181	894	0	0	0	0
短期入所療養介護【病院等】		4,164	2,663	1,445	3,405	3,407	3,407
福祉用具貸与		14,037	13,557	16,371	14,306	14,622	15,229
特定福祉用具購入費		648	829	222	559	559	559
住宅改修費		1,364	1,544	889	889	889	889
特定施設入居者生活介護		11,303	8,031	37,611	37,842	37,863	40,422
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	357	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		17,731	18,018	15,692	14,098	14,106	14,106
認知症対応型通所介護		0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護		8,839	14,322	14,835	29,950	29,967	29,967
認知症対応型共同生活介護		30,411	34,589	35,883	39,289	42,497	45,684
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0	0	0
施設サービス							
介護老人福祉施設		214,740	216,928	225,835	233,333	239,382	245,301
介護老人保健施設		75,417	96,542	95,852	102,501	108,895	115,509
介護医療院		0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設		0	0	0	0	0	0
居宅介護支援		23,562	23,887	25,843	24,434	24,810	25,475
介護給付費計(Ⅰ)		558,645	588,160	645,558	677,592	697,708	720,146

(2) 介護予防給付

単位:千円

区分	年度	実績額(令和2は見込)			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	
介護予防訪問看護	1,101	1,672	3,137	2,903	2,905	2,905	
介護予防訪問リハビリテーション	1,536	1,757	2,372	2,164	2,165	2,165	
介護予防居宅療養管理指導	50	5	0	0	0	0	
介護予防通所リハビリテーション	11,051	11,725	9,259	9,316	9,321	9,831	
介護予防短期入所生活介護	233	73	0	231	231	231	
介護予防短期入所療養介護【老健】	0	0	0	0	0	0	
介護予防短期入所療養介護【病院等】	0	0	0	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	1,858	2,211	2,604	2,668	2,735	2,668	
特定介護予防福祉用具購入費	158	344	284	284	284	284	
介護予防住宅改修	1,239	809	2,689	2,689	2,689	2,689	
介護予防特定施設入居者生活介護	755	628	652	656	657	657	
地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	
介護予防支援	2,792	3,221	3,324	3,399	3,454	3,509	
予防給付費計(Ⅱ)	20,773	22,446	24,322	24,310	24,441	24,939	

(3) 総給付費

単位:千円

区分	年度	実績額(令和2は見込)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
総給付費【(Ⅰ)+(Ⅱ)】		579,418	610,606	669,880	701,902	722,149	745,085
	介護給付費計(Ⅰ)	558,645	588,160	645,558	677,592	697,708	720,146
	予防給付費計(Ⅱ)	20,773	22,446	24,322	24,310	24,441	24,939

第2節 地域支援事業の現状と今後の見込

地域支援事業とは、要支援・要介護など介護が必要な状態になる前から介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活を継続できるよう支援するものです。

近年では家族や地域社会の機能が大きく変化しており、地域の福祉課題等を自らの問題として認識・共有し、活動につなげていくという地域福祉の考え方が求められています。

地域支援事業には、地域包括ケアシステムの構築に向けて、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の充実」、「生活支援サービスの体制整備」などが位置づけられています。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成28年度から開始しています。要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者の多様なニーズに対して、地域においての生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防などのさらなる推進に努めています。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

民間の事業所による生活援助サービスや町独自の訪問型サービスを提供すると共に、社会福祉協議会との連携を強化し、生活支援の担い手の養成に努め、住民主体のサービスの創出を図り、多様かつ柔軟な訪問型サービスの提供を図ります。

■訪問型サービス【事業所指定型】

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数(人)	220	239	270	280	290	300

■訪問型サービス【委託型】

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数(人)	24	48	48	60	60	60

②通所型サービス

介護保険サービス事業所や民間事業所等との連携を強化すると共に、住民主体の支え合い助け合う仕組みを通じて、多様かつ柔軟な通所型サービスの提供を図ります。

■通所型サービス【事業所指定型】

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数(人)	491	484	550	550	550	550

■通所型サービス【委託型】

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数(人)	120	96	72	144	144	144

③その他の生活支援サービス

高齢者が地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援するため、住民ボランティアによる見守り等を実施します。

④介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターにおいて、要支援認定を受けた者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に対してアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

■介護予防ケアマネジメント

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン作成(件)	1,232	1,331	1,400	1,400	1,400	1,400

(2) 一般介護予防事業

高齢者が身近な地域において、自主的な介護予防活動を広く実施し、高齢者が積極的に事業に参加し、介護予防に向けた取組ができる地域社会の構築を目指して、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な活動の育成・支援事業を実施します。

平成 17 年度に取組を始めた元気モリモリ体操は開始から 10 年以上を超えるロングランの事業となり、取組を続けている高齢者の身体面への好影響が確認されています。今後も元気はつらつサポーターとともに取組を促進させるとともに、高齢者が自主的に取り組めるよう、サポーターのスキルアップ教室などを開催し、継続的に取組をしていきます。

①介護予防把握事業

心身の状況を判定する基本チェックリストや、地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防に関する普及啓発のためのパンフレット等の作成・配布、有識者等による講演会・教室を開催します。

【事業】 認知症予防脳トレ学校、歌の教室、フレイル予防教室、歯科検診、パートナークラブ

■認知症予防脳トレ学校

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	169	127	100	130	130	130

■歌の教室

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	198	232	200	240	240	240

■フレイル予防教室「きれいに老いるセミナー」

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	15	115	100	120	120	120

※複合的フレイル予防教室として運動を軸にし、栄養、口腔、認知症予防の講話、グループワークを加えて実施（令和元年度から）

■ 歯科検診

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	20	18	20	20	20	20

■ パートナークラブ（失語症者のつどい）

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	50	51	50	50	50	50

③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成や住民主体の通いの場等への支援、介護予防につながる地域活動組織を育成・支援します。

【事業】 元気モリモリ体操等、元気モリモリ大会、元気はつらつサポーター、足腰らくらく教室

■ 元気モリモリ体操等

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	5,799	5,326	5,000	5,400	5,400	5,400

■ 元気モリモリ大会

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	98	86	80	90	90	90

■ 元気はつらつサポーター

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動参加者数(人)	261	297	280	280	280	280

■ 足腰らくらく教室

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動参加者数(人)	673	575	500	550	550	550

④一般介護予防評価事業

介護予防事業の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を実施するとともに、評価結果に基づく事業の改善・充実につなげます。

分析にあたっては、介護レセプトや要介護認定情報等を活用するとともに、個人情報の取扱いに配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていくことが求められています。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営

本町では、平成 18 年 4 月に「長瀬町地域包括支援センター」を設置し、保健・医療・福祉・介護サービス及び介護予防サービスに関する職能団体の関係者、介護予防サービス利用者、介護保険被保険者、介護保険以外の地域資源や地域における相談事業を担う関係者、町民代表者らによって構成される「地域包括支援センター運営協議会」で運営業務・内容について検討し、「公益性」「地域性」「協働性」の視点により運営しています。

地域での生活ニーズが多様化していく中で、高齢者やその家族等が身近なところで気軽に相談ができ、各種保健・福祉サービスを総合的、効果的に受けられるよう、地域包括支援センターの機能充実を図ります。

①総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげるなど、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行います。具体的には、次の事業を実施します。

①ー1 地域における関係者とのネットワーク構築

要援護高齢者等支援ネットワーク会議を主として、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を活用し、地域全体で見守りができるよう、警察や消防等の関係機関とも更に連携を取っていきます。

①ー２ 高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握

民生児童委員をはじめ、近隣で見守りができるような体制の整備を行い、これまで以上に、要援護高齢者をいち早く発見できるよう、関係機関、地域の組織との関係づくりを行っています。

①ー３ 継続的・専門的な相談支援

初回相談時に、適確な見立てを行い、緊急性の有無、専門的・継続的な関与の必要性について判断します。専門的・継続的な相談または緊急の対応が必要と判断した場合は訪問による相談を実施しています。

② 権利擁護事業

認知症や認知機能の低下などにより判断能力が不十分な高齢者の権利擁護と高齢者虐待を防止するために次の事業を実施します。

②ー１ 成年後見制度の活用促進

判断能力等が十分でない高齢者の権利擁護や成年後見等については、社会福祉協議会と連携し、「地域福祉権利擁護事業」や関係機関の紹介等を行うとともに、成年後見制度についての広報・啓発を図ります。

②ー２ 被虐待高齢者の把握

被虐待高齢者の存在については、主治医や地域包括支援センターを中核としたネットワークからの把握、認定調査員による報告、介護サービス提供事業者（ケアマネジャー、ヘルパー等）による把握等、広く情報収集し、早期発見・早期対応の体制を整備します。

②ー３ 高齢者虐待相談・対応

高齢者虐待の早期発見・早期対応を行うため、地域包括支援センターに相談窓口を設置します。

また、被虐待高齢者の生命または身体に重大な危険が生じるおそれのあると認められる場合は、町職員が立ち入り調査を実施し、状況によっては、行政措置として「緊急一時保護」対応を行います。

②ー４ 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、地域包括支援センターの専門職が中心となり、医療機関や福祉関係機関、警察等関係機関や地域団体などと地域ネットワークを構築し、必要な支援につなげていきます。

②ー5 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、高齢者と関わりのある専門職等に必要な情報提供を行います。

③包括的・継続的ケアマネジメント

地域ケア会議や事例検討会を定期的実施するなど、ケアマネジャーや栄養士・薬剤師などの専門職との協働や、地域の関係機関との連携を通じて、被保険者が地域において自立した生活を営めるよう日常生活の支援や要介護状態の軽減、又は悪化防止を目指した包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、後方支援を行います。

③ー1 包括的・継続的なケア体制の構築業務

地域ケア会議を中心とした事例の検討や話し合い、情報交換を定例的に行い、町内の医療機関、関係機関、インフォーマルサービスとの連携体制づくりに取り組みます。

■サービス事業者からの相談

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数(件)	17	0	20	20	20	20

③ー2 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務

地域の関係機関との連携会議や地域ケア個別会議の中で、困難事例等の検討を行うとともに、情報交換や研修の場として、連絡会議を開催していきます。

■ケアマネジャーとの連絡会議

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	4	4	4	4	4	4

③ー3 地域のケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談業務

個々の事例の対応から制度の確認など、ケアマネジャーの相談に随時対応していきます。必要に応じて同行訪問も実施します。

③ー４ 支援困難事例等への指導・助言業務

個々のケアマネジャーが解決困難な事例については、同行訪問、サービス担当者会議への参加、または地域ケア個別会議を開催することにより、対応します。

■ケアマネジメント相談

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数(件)	34	20	20	20	20	20

④地域ケア会議の充実

地域ケア会議を通じて、医療・介護等の多職種が協働して知識や情報、地域課題を共有・把握し、地域支援ネットワークの構築を推進するとともに、自立支援に向けた問題解決機能の向上を図ってきました。

今後も、在宅重度者（要介護3～5）の事例検討を行い、重度者が在宅で生活を送るために必要なサービスや支援を検討することにより、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、ケアマネジメントする方策を研究するとともに、在宅軽度者が重度化しないよう、ケアマネジメントする方策を探り、重度化防止を図っていきます。

④ー１ 地域課題の把握

医療・介護等に携わる多職種が協働し、継続して会議を開催し、個別課題、地域課題の把握に努めます。

■地域ケア会議

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	10	10	10	10	10	10

④ー２ 地域づくり・資源開発の検討

地域ケア会議を通じて、地域課題を地域の関係機関等と共有し、問題解決機能の向上を図ります。

④ー３ 地域支援ネットワークの構築

地域ケア会議を定例的に実施することで、医療・介護等に携わる多職種による知識や情報の共有、関係強化を図り、地域支援ネットワークの構築を更に推進します。

（２）在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。

第６期計画から、秩父圏域（長瀬町・秩父市・横瀬町・皆野町・小鹿野町）が共同で、ちちぶ版地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進してきました。

具体的には、ちちぶ在宅医療・介護連携相談室（秩父市立病院内）の設置、多職種によるちちぶ圏域ケア連携会議の開催、地域包括ケアシステムに関する講演会の開催やリーフレットの配布を行いました。

今後も、後期高齢者の増加に伴い、在宅で医療と介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、在宅医療や介護サービスの供給体制を整備する必要があります。

①地域の医療・介護の資源の把握

秩父圏域（長瀬町・秩父市・横瀬町・皆野町・小鹿野町）において、地域の医療機関、介護事業所等の情報を取りまとめた冊子の作成、配付を行っています。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

今後も地域ケア会議を継続して行い、高齢者の個別の課題、地域の課題の抽出を行います。また、秩父圏域においてもちちぶ圏域ケア連携会議において、秩父地域で連携して解決していくべき課題について検討していきます。

③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

秩父地域において、休日夜間等の連絡体制の構築を行っており、今後も更に関係機関との体制の整備に努めます。

④在宅医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療・介護情報を共有するツールとして「私の療養手帳」を作成・普及し、活用することで、医療・介護等に関する情報を共有できるよう支援します。

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

秩父圏域で設置したちちぶ在宅医療・介護連携相談室（秩父市立病院内）を中心に、在宅医療と介護サービスの連携がスムーズになるよう、連携室との連携を深めていきます。

⑥医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、今後も秩父圏域ケア連携会議において、専門職に向けての研修等を企画、運営していきます。

⑦地域住民への普及啓発

地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進するため、今後も秩父圏域において、秩父圏域ケア連携会議で話し合いをしながら、講演会やフォーラム等を実施していきます。

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

今後も秩父圏域において、ちちぶ圏域ケア連携会議を継続して開催し、関係市町や関係機関との連携を強化していきます。

(3) 認知症施策の推進

本町では認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、相談対応の充実を図るとともに、認知症カフェの定期的な開催、認知症サポーター養成講座を開催し、地域で認知症の人を支える体制づくりを行ってきました。

また、平成28年度からは、秩父郡市合同チームとして、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症支援体制の構築を図ってきました。

今後も、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを展開していくため、認知症高齢者やその家族を見守り支援する普及啓発等の取組や、早期診断・早期治療等の認知症施策の推進を図ります。

①普及啓発

地域・学校・職域など様々な場で、認知症サポーター養成講座や認知症講演会を実施し、認知症についての正しい知識の普及啓発をはかり、認知症についての地域の人々の理解を深める取組を推進します。

②人材育成

専門職の資質向上として、町内及び近隣介護施設、医療機関を対象に認知症対応力向上研修を実施します。

③認知症早期診断・早期対応への支援体制の充実

認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム（秩父圏域市町合同で設置）を活用して、認知症の知識を持つ人が認知症の人とその家族を訪問し、認知症における初期の支援を包括的・集中的に行い、自立した生活のサポートを行います。

④医療機関・介護サービス事業所や地域支援機関との連携推進

認知症の人が住みなれた地域で暮らし続けられるよう配置された認知症地域支援推進員を活用し、医療機関、介護サービス事業所や地域支援機関との連携推進と、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

認知症の様態に応じた適切なサービス提供の流れを示した「認知症ケアパス」を活用して、切れ目のない医療・介護等のサービスの提供を推進します。

⑤認知症カフェの充実

認知症の人やその家族を支える繋がりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症に関心のある人が集う場として認知症カフェ（オレンジカフェ）を引き続き開催していきます。

また、町内事業所等による認知症カフェの開催を支援するとともに、事業所等の自主的な開催に向けて積極的に働きかけを行い、充実を図ります。

■認知症カフェ

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	13	11	7	12	12	12
延べ参加人数(人)	522	386	140	370	370	370

⑥認知症になっても安心・安全に暮らせる地域での見守り体制の強化

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の人の理解や認知症等にやさしいまちづくりを目指し、各地域において徘徊模擬訓練を実施します。

また、要援護高齢者等支援ネットワークを充実させ、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護、詐欺などの消費者被害の防止、高齢者虐待の早期発見・防止のための見守り体制を強化します。

(4)生活支援サービスの体制整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加する現状のなか、高齢者が住み慣れた地域で、近隣とのつながりを保ち、生きがいを持ちながら安心して生活していくためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備が必要です。

本町では平成 28 年度に生活支援体制整備協議体を設置すると同時に生活支援コーディネーターを配置しました。現在は、令和元年度に行政区長経験者、民生児童委員、老人クラブ、商工会、介護事業所、シルバー人材センター、ボランティア団体、サロン関係者など、地域住民のリーダーとなる町民をメンバーとして、協議体の再編成を行い、定期的な話し合いを行っています。

今後は、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を支える地域の支え合い助け合いの体制づくりを推進していきます。

①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を引き続き配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図ります。

また、生活支援コーディネーターを中心に、協議体での話し合いを進め、多様な主体による生活支援サービスや地域サロンの充実を図るとともに、活動主体のネットワーク構築を図ります。

②協議体の設置

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、多様な関係機関の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するための協議体を引き続き設置し、話し合いを進めるとともに、協議体を通じて地縁組織等多様な主体への働きかけを行い、地域住民による支え合い助け合いづくりを推進していきます。

③生活支援ボランティアの養成と活用

地域のニーズを把握し、ニーズに合ったボランティアを養成するとともに、生活支援サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、生活支援コーディネーターがニーズと地域資源のマッチングをしていきます。

■生活支援ボランティアの養成

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成人数(人)	16	90	20	30	30	30

3 任意事業

(1) 給付費適正化事業

要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化サービス体制及び介護報酬の適正化を行い、介護保険制度の信頼性を高めます。

①要介護認定の適性化

認定調査の内容について点検することにより、適切・公平な要介護認定を図ります。また、一次判定から二次判定の重軽度率の地域差等の格差是正を図ります。

■認定調査内容点検

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検件数(件)	384	338	350	350	350	350

②ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成したケアプランを点検し、個々の受給者が真に必要なサービスや状態に適したサービスを確保するとともに、継続的にケアプランの質の向上を図ります。

■ケアプランの点検

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検件数(件)	116	103	110	110	110	110

③住宅改修等の点検

③ー1 住宅改修の点検

改修工事施工前に、見積書や現地確認を行うとともに、訪問等により施工状況を確認し、適切な改修が行われているか点検を実施していきます。

■住宅改修の点検

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検件数(件)	24	27	30	30	30	30

③ー2 福祉用具購入・貸与調査

利用者や事業所に対し訪問調査等を行うことで、福祉用具の必要性や利用状況を確認することで、受給者の状態にそぐわない不適切・不要な福祉用具を排除し、真に必要な福祉用具の利用を進めます。

④縦覧点検・医療情報との突合

④ー1 縦覧点検

受給者ごとの複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、請求誤り等を発見します。

④ー2 医療情報との突合

医療と介護の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求を排除します。

⑤介護給付費通知

受給者に対し、事業所からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等に通知（年2回）することにより、不正請求を抑制するとともに、受給者自身が自ら受けているサービスの確認を啓発します。

⑥国保連が提供する給付実績の活用

不適切な事業者や給付を発見し、適正なサービス提供と事業者の指導育成を図ります。

（2）家族介護支援事業

①介護家族のつどい

家族等を介護している方や関係者などが、語らうつどいを開催します。あわせて、介護や自身の健康維持に関する勉強会を実施します。

■介護家族のつどい

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	11	9	9	9	9	9
延べ参加人数(人)	100	69	50	60	60	60

②家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護用品（紙おむつ等）の支給等を実施します。

■紙おむつ等の支給

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給延べ人数(人)	176	121	65	60	60	60

（3）その他の事業

①成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行うとともに、利用促進のための啓発活動、相談事業などを行います。

②福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

■福祉用具・住宅改修支援事業

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	0	0	1	1	1	1

③認知症サポーター養成講座

認知症の高齢者が安心して地域で生活していくためには、認知症の人やその家族を温かく見守る地域の支え合いが必要であり、認知症を正しく理解し、支援する人（サポーター）を養成する講座を開催します。

■認知症サポーター養成講座

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	3	4	3	3	3	3
参加延べ人数(人)	79	103	70	60	60	60

④地域自立生活支援事業（高齢者配食サービス事業）

地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業として、ひとり暮らし高齢者等に地域の事業所が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、栄養バランスの取れた食事を提供することで、栄養面の質の向上を図ります。

■地域自立生活支援事業(高齢者配食サービス事業)

	実績値(令和2年度は見込値)			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数(人)		18	18	25	30	35
延べ配食数(食)		420	1,142	1,900	2,200	2,600

第3節 保険料の算定

1 標準給付費見込額及び地域支援事業費

介護サービスの見込量及び地域支援事業に基づく令和3年度から令和5年度までの事業費は次のとおりです。

■ 標準給付費見込額及び地域支援事業費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
①標準給付費見込額	743,511	761,897	785,270	2,290,678
総給付費	701,902	722,149	745,085	2,169,136
特定入所者介護サービス費等給付費	25,685	23,617	23,871	73,173
高額介護サービス費等給付費	13,715	13,897	14,047	41,659
高額医療合算介護サービス費等給付費	1,829	1,849	1,877	5,555
審査支払業務委託料	380	385	390	1,155
②地域支援事業費	45,870	46,336	46,803	139,009
介護予防・日常生活支援総合事業費	23,622	23,892	24,162	71,676
包括的支援事業・任意事業費	22,248	22,444	22,641	67,333
介護保険事業費の合計(①＋②)	789,381	808,233	832,073	2,429,687

2 介護保険事業費の財源構成

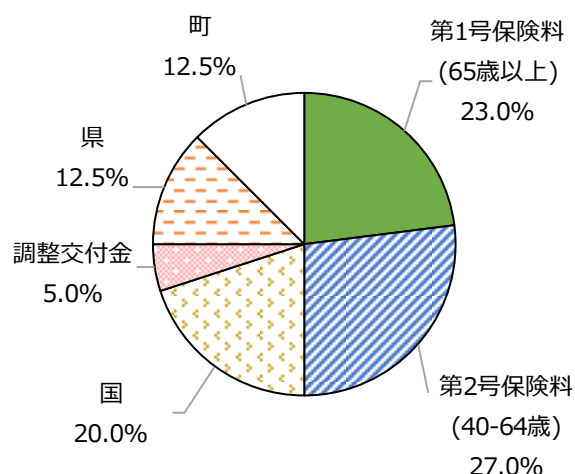
令和3年度から令和5年度までの保険料負担のうち第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は27%となります。

介護保険給付費のうち居宅給付費及び地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成は、公費負担が50%（国20.0%、調整交付金5.0%、県12.5%、町12.5%）と保険料負担が50%（第1号被保険者23.0%、第2号被保険者27.0%）となります。

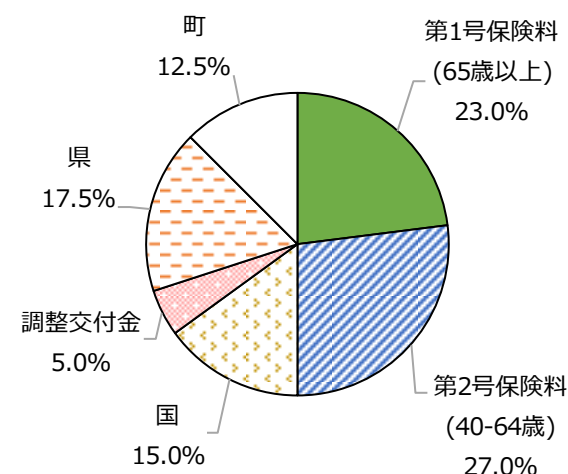
介護保険給付費のうち施設等給付費の財源構成は、国の負担が15.0%、県の負担が17.5%となります。

地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業の財源構成は、第2号被保険者の負担がなく、公費負担が77.0%（国38.5%、県19.25%、町19.25%）となっています。

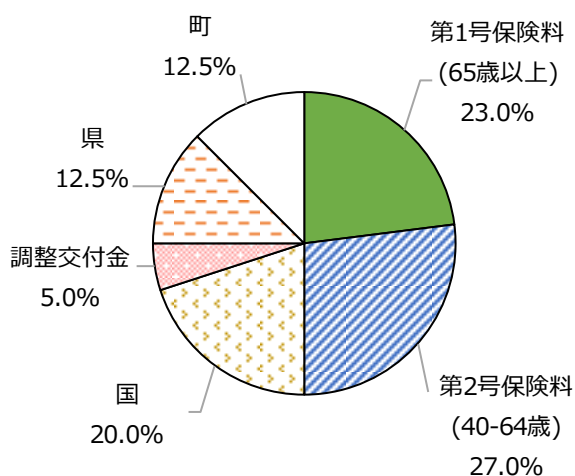
■ 介護保険給付費のうち居宅給付費



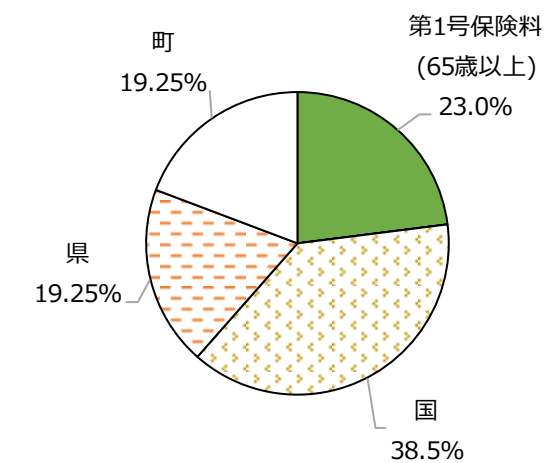
■ 介護保険給付費のうち施設等給付費



■ 地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業



■ 地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業



3 第1号被保険者の保険料の算定

■第8期計画期間の第1号被保険者の保険料基準額

項目	計算	金額等
標準給付費見込額 (a)	－	2,290,678,177 円
地域支援事業費 (b)	－	139,009,000 円
第1号被保険者負担分相当額 (c)	$(a+b) \times 23.0\%$	558,828,051 円
調整交付金相当額 (d)	－	118,117,709 円
調整交付金見込交付割合 (e)	－	5.0%
調整交付金見込額 (f)	－	117,951,000 円
保険者機能強化推進交付金等交付見込額(g)	－	6,000,000 円
準備基金取崩額 (h)	－	78,214,000 円
保険料収納必要額 (i)	$c+d-f-g-h$	474,780,760 円
予定保険料収納率 (j)	－	98.0%
被保険者数 (所得段階別加入割合補正後) (k)	－	8,075 人
保険料基準額【年額】 (l)	$i/j/k \div$	60,000 円
保険料基準額【月額】 (m)	$l/12$	5,000 円

■【参考値】令和7(2025)年度の第1号被保険者の保険料基準見込額

項目	計算	金額等
保険料基準額【年額】	－	75,600 円
保険料基準額【月額】	－	6,300 円

■【参考値】令和22(2040)年度の第1号被保険者の保険料基準見込額

項目	計算	金額等
保険料基準額【年額】	－	94,800 円
保険料基準額【月額】	－	7,900 円

4 所得段階別保険料の算定

第6期計画では、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、標準の段階設定が6段階から9段階へと見直しましたが、第7期計画では段階設定の変更は行っておらず、第8期計画においても同様に段階設定の変更は行いません。

令和3年度から令和5年度までの3年間の所得段階別保険料は次のとおりです。

■ 所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	年額(円)	月額(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税の方(前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下)	基準額 ×0.50	30,000	2,500
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方(前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下)	基準額 ×0.75	45,000	3,750
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方 (第1、第2段階に該当しない方)	基準額 ×0.75	45,000	3,750
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方(前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方)	基準額 ×0.90	54,000	4,500
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方(第4段階に該当しない方)	基準額 ×1.00	60,000	5,000
第6段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円未満の方)	基準額 ×1.20	72,000	6,000
第7段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方)	基準額 ×1.30	78,000	6,500
第8段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方)	基準額 ×1.50	90,000	7,500
第9段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が320万円以上の方)	基準額 ×1.70	102,000	8,500

第6章 計画の推進体制

第1節 地域包括ケアシステムの推進

1 保健・福祉・医療の連携強化

(1) 行政内部における関係部門との連携

高齢者保健・福祉の施策を総合的に推進していくため、保健・福祉分野との連携はもとより、コミュニティ活動、住宅、就労、教育、まちづくり担当課等との幅広い分野との連携を図ります。

(2) ちちぶ版地域包括ケアシステムの構築

地理的・文化的な生活圏域となっている秩父圏域（長瀬町・秩父市・横瀬町・皆野町・小鹿野町）において、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健・医療・介護・福祉の関係者と地域住民が密接な連携をとり、安心して生活できる地域の構築を推進します。

■ちちぶ版地域包括ケアシステム



(3) 関係団体等との連携

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、心豊かに暮らせるよう、区長会、民生児童委員、赤十字奉仕団、老人クラブ、商工会、シルバー人材センター、ボランティア団体等との連携を図り、高齢者を支える体制づくりに努めます。

2 サービス提供事業者等との連携・提供基盤の強化

介護保険サービスを提供する民間事業者と情報交換と情報連携を深め、高齢者に総合的にサービスを提供する体制づくりを進めます。

また、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなども含めた身近な地域における多様なニーズにこたえていくため、「共生型サービス」の実現に向けて、事業所等への働きかけを図るとともに、サービスの実現に向けて連携を強化し、サービス基盤の強化を図ります。

さらに、地域における民間事業者の多様性を図るため、在宅サービス提供事業者を中心として、新たな参入やサービス内容の多様化などを適切に促進するとともに、介護人材の確保及び資質の向上に努めます。

3 多様な相談体制の整備

近年では、高齢者の生活環境やニーズの変化により、相談内容も多様化しています。また、介護の悩みや不安などは突然やってくる場合もあります。高齢者やその家族が身近な場所で必要な時に相談できるよう、在宅介護支援センターの体制整備など多様な相談体制を整備するとともに、迅速に対応できる体制づくりをめざします。

また、必要なサービスが適切に提供できるよう、保健福祉サービスや介護保険サービスの利用に関する相談体制の充実を図ります。

さらに、高齢者の尊厳が守られ、安心して暮らせるよう、サービス利用上の苦情・相談に対応する体制の充実を図ります。

4 情報の提供

(1) 情報提供体制の充実

介護保険制度では、利用者が自らの責任においてサービスを選択し、サービス事業者と契約することで、サービスが提供されています。利用者が必要な介護サービスを、より効果的に利用するためには、利用者が適切で十分な情報を持っていることが必要です。

そのため、必要なサービスを自らの選択に基づき適切に利用できるよう、情報提供体制の充実に努めます。

(2) 利用手続きに対する支援

必要なサービスが誰にでも利用しやすくなるよう、サービスの利用手続きに対する支援を行います。

また、要支援や要介護になるおそれのある高齢者等に対して、適切な情報の提供や利用手続きに対する支援を積極的に提供します。

5 関係機関・団体等との連携強化

高齢者の在宅生活を支えるためには、介護保険サービスや行政が提供するサービスだけでは十分とはいえません。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、地域住民による見守り活動や話し相手、相談相手として、精神的な支えが欠かせません。

また、社会福祉協議会はもとより、シルバー人材センター、老人クラブなどは、多様な福祉活動を行っており、地域福祉の担い手あるいは活動主体として期待されています。

今後も、これらの組織との連携を強化し、地域住民の活躍によるあたたかいまちづくりを進め、高齢者を支え合う体制づくりに努めます。

6 県との連携強化

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、今後必要となる介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してこれらの設置状況等の情報収集及び情報提供に努めます。

また、業務の効率化の観点においても、県と連携しながら、手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT 等の活用を進めるなど、介護事業者及び自治体の業務効率化を推進します。

7 災害や感染症対策に係る体制整備

(1) サービスの継続利用のための連携体制

災害や感染症の発生時においても、サービスを継続して提供できるよう、介護事業所等との連携体制の強化を図ります。

(2) 関連計画に基づく平時からの体制整備

平時からの事前準備や情報発信など、「長瀬町地域防災計画」や「長瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画」などの関連計画に基づき、体制整備に努めます。

第2節 介護給付適正化の推進

1 介護給付適性化の意義

介護給付の適正化を図り、不適切な給付費を削減することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、介護給付費及び介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

2 実施目標

介護給付適正化の効果をさらに高めていくためには、継続した取組が重要となります。主要事業については、すべての事業を引き続き実施し、内容がより充実されることを目標とします。

第8期計画からの調整交付金の算定にあたっては、要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知といったいわゆる主要5事業の取組状況を勘案することとされており、主要5事業の実施により、介護給付の適正化に向けた取組を推進します。

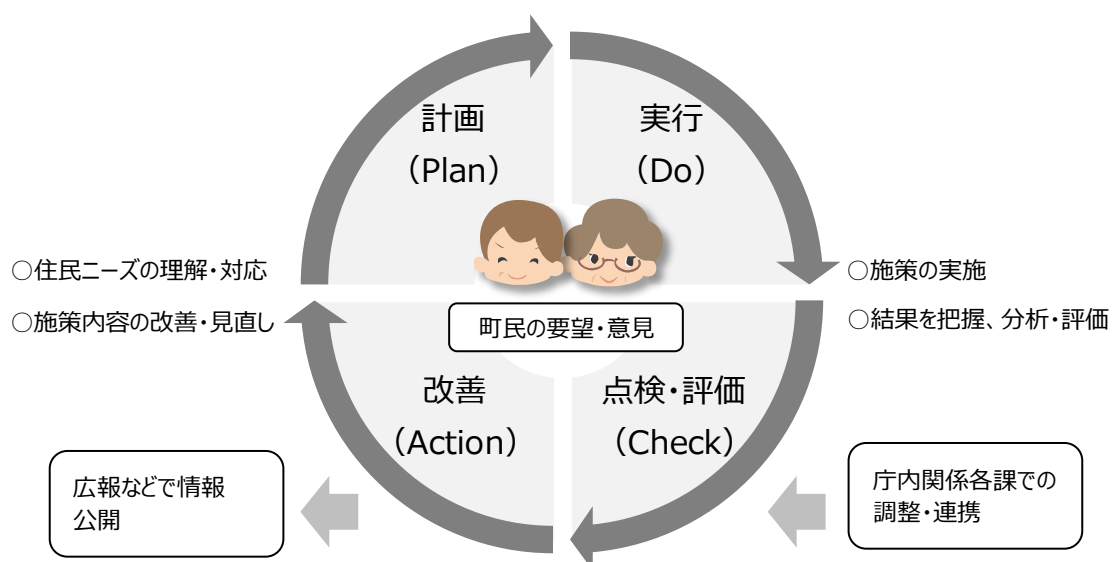
第3節 計画の進行管理と事業の評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、適宜進行管理と事業評価を行い、各施策・事業が円滑に実施されるように努めます。

また、地域包括支援センターの事業については、地域包括支援センター運営協議会において、事業内容や事業の成果などについて検討を行います。

評価にあたっては、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組などを推進するため、県の支援や助言を踏まえながら、地域包括ケア「見える化」システムや保険者機能強化推進交付金等の評価結果等を活用し、計画の見直し及び改善につなげます。

■PDCAサイクルの概念図



資料編

1 長瀬町健康福祉推進委員会 設置要綱

平成 23 年 1 月 26 日

告示第 1 号

長瀬町保健福祉総合振興対策審議会設置要綱（平成 8 年長瀬町告示第 2 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 長瀬町における健康福祉に関する施策を、町民参加により総合的かつ効果的に推進するため、長瀬町健康福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康福祉政策の総合的な推進に関すること。
- (2) 健康福祉に係る各種計画策定及び推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、健康福祉政策の充実に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は保健医療、福祉、介護等に関係する機関、事業所に勤務している者又は事業主並びに学識経験者及び町民のうちから町長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉主管課において処理する。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定により委員に委嘱されている者は、改正後の第 3 条の規定により委員に委嘱された者とみなす。ただし、その任期は、この告示の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

2 長瀬町健康福祉推進委員会 委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	役 職 等	備 考
1	板谷 定美	長瀬町区長会 会長 社会福祉法人長瀬福祉会 理事長	会長
2	南須原 宏城	南須原医院 院長	
3	倉田 公代	長瀬町愛育会 会長	
4	小菅 はる江	長瀬町食生活改善推進員協議会 会長	
5	大澤 喜一郎	長瀬町老人クラブ連合会 会長	
6	染野 昇一	長瀬町身体障害者福祉会 会長	
7	小沢 こず江	長瀬町知的障害者相談員	
8	染野 操	長瀬町民生児童委員協議会 会長	副会長
9	植松 由男	長瀬町ボランティア団体連絡協議会 会長	
10	乙益 直美	社会福祉法人長瀬会 高砂保育園 園長	
11	齊藤 豊子	社会福祉法人わかたけ会 たけのこ保育園 園長	
12	神野 敬子	学校法人英愛学園 認定こども園長瀬幼稚園 園長	
13	佐藤 洋一	埼玉司法書士会	
14	大木 正仁	秩父福祉事務所 所長	
15	宮崎 廣志	秩父公共職業安定所 統括職業指導官	
16	新井 康代	生活支援センター アクセス 施設長	
17	福島 勉	公益社団法人長瀬町シルバー人材センター 事務局長	
18	野口 清	長瀬町教育委員会 教育長	
19	金澤 裕治	社会福祉法人長瀬町社会福祉協議会 事務局長	

3 計画策定の経緯

年月日	策定経過
平成30年9月～ 令和2年3月31日	在宅介護実態調査の実施
令和2年1月31日～ 令和2年2月29日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
令和2年7月30日	第1回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定について (2) 長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定及び町民アンケート調査について (3) 長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定及び町民アンケート調査について
令和2年11月13日	第2回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について (2) 長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に伴う町民意識調査の集計結果報告について (3) 長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に伴う町民アンケートの集計結果報告について
令和2年12月18日	第3回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について (2) 長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について (3) 長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について
令和3年1月22日～ 令和3年2月12日	パブリックコメントの実施
令和3年2月22日	第4回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 「第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(案)について (2) 「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画【第2次】」(案)について (3) 「長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」(案)について
令和3年3月	「第8期 長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の公表

4 秩父圏域の介護施設一覧

種別	名称	定員	住所	電話番号
特別養護老人ホーム	白砂恵慈園 永田屋	29名	秩父市永田町9-3	26-6311
	特別養護老人ホーム 杏子苑	120名	秩父市寺尾3900-1	25-1983
	特別養護老人ホーム 偕楽苑	100名	秩父市蒔田1977	23-2313
	特別養護老人ホーム 白砂恵慈園	80名	秩父市吉田久長186-1	77-0099
	特別養護老人ホーム 大滝・桜の園	50名	秩父市大滝166	54-2215
	地域密着型特別養護老人ホーム 楓の森	29名	秩父市荒川上田野766-1	54-3210
	特別養護老人ホーム 荒川園	50名	秩父市荒川賛川1088	54-1500
	特別養護老人ホーム 愛宕の杜	60名	秩父市大野原786	26-7305
	特別養護老人ホーム ウエルハイム・ヨコゼ	90名	横瀬町大字横瀬5806-1	25-0120
	地域密着型特別養護老人ホーム 絆の丘	29名	横瀬町大字横瀬2197-1	21-7070
	特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム	78名	皆野町大字下日野沢 3906-3	62-5550
	特別養護老人ホーム ながとろ苑	87名	長瀬町大字野上下郷428	69-2055
	特別養護老人ホーム 小鹿野苑	85名	小鹿野町下小鹿野2551	75-3920
	地域密着型特別養護老人ホーム 巨香の郷	29名	小鹿野町小鹿野471	26-7705
	特別養護老人ホーム 花菖蒲・両神	70名	小鹿野町両神薄1060-1	72-8050
介護老人保健施設	介護老人保健施設 うらら	100名	秩父市中村町3-6-24	27-0250
	介護老人保健施設 ビッラ・ベッキア	100名	秩父市寺尾2744	22-7026
	介護老人保健施設 なでしこ	100名	横瀬町大字横瀬5850	25-7200
	介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部	81名	長瀬町大字岩田587	66-0000
養護老人ホーム	養護老人ホーム 長寿荘	50名	秩父市蒔田1977	23-9335
	養護老人ホーム 秩父荘	50名	小鹿野町下小鹿野2551	75-0201

種別	名称	定員	住所	電話番号
グループホーム	グループホーム上野 陽だまりの家	18名	秩父市大宮5533-1	21-2150
	グループホーム ひまわりの家	9名	秩父市山田2699	22-0644
	グループホーム あおば	18名	秩父市小柱196	62-5357
	グループホーム ひなた	9名	秩父市吉田久長193	72-6061
	グループホーム 楓	18名	秩父市荒川上田野771	54-3210
	グループホーム 万年青	18名	横瀬町大字横瀬6160-3	26-6071
	グループホーム 大浜	18名	皆野町大字皆野302-2	26-7410
	グループホーム 梅こよみ	18名	皆野町大字国神854-6	63-1212
	エルダーホーム ながとろ	18名	長瀬町大字岩田334-1	66-3505
	グループホーム 茅の里	18名	小鹿野町長留901-1	75-3681
	グループホーム わらび苑	9名	小鹿野町長留3073	75-1890
	グループホーム さくら	18名	小鹿野町般若821	75-4370
有料老人ホーム	シニアホーム 武甲の郷	34名	秩父市日野田町2-14-5	27-8181
	シンシアホーム 宮杜	30名	秩父市番場町6-4	22-6651
	ケアホーム 楓	30名	秩父市荒川上田野768	54-3210
	ガーデンハイム 楓	30名	秩父市荒川上田野766-1	54-3210
	ふるさとホーム 長瀬	46名	皆野町大字金崎75-7	62-3266
	シルバーホーム かわも	28名	長瀬町大字長瀬427-1	69-1333
サービス付き 高齢者向け住宅	ゆいまーる花の木	24名	秩父市上町 3-19-13	26-7058
	高齢者向け住宅 かがやきフォレスト	25室	秩父市山田 191-1	25-1887
	高齢者向け住宅 ロイヤルフォレスト	15室	秩父市栃谷431-3	24-4487
	高齢者向け住宅 みんなのフォレスト	26室	皆野町大字皆野 1584- 1	26-7824

種別	名称	定員	住所	電話番号
サービス付き 高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 しあわせの森	36戸	長瀬町大字長瀬293	26-5740
	サービス付き高齢者向け住宅 彩花のさと 長瀬	29名	長瀬町大字岩田600-1	66-0000
	サービス付き高齢者向け住宅 おおばたけ	8名	小鹿野町両神小森290-5	26-6880
ケアハウス	ケアハウス 藤の郷	60名	秩父市日野田町2-22-30	22-7366
	ケアハウス 悠う湯ホーム	50名	皆野町大字下日野沢 3906-3	62-5550
小規模多機能型 居宅介護施設	小規模多機能型居宅介護 生協花の木	29名	秩父市上町1-12-11	25-2000
	おおるりの里	25名	秩父市寺尾3373-1	25-1820
	多機能ホーム なの花フォレスト	29名	秩父市黒谷1387-1	26-5587
	多機能ホーム りらフォレスト	29名	秩父市栃谷435-1	22-6687
	デイホーム あおば	29名	秩父市小柱191-1	26-6614
	小規模多機能型居宅介護 万葉の郷	24名	秩父市下吉田7624-4	26-7515
	小規模多機能型居宅介護 楓の森	25名	秩父市荒川上田野766-1	54-3210
	エルダーホーム 木の葉	29名	長瀬町大字岩田333-5	26-7114
	小規模多機能ホーム 巨香の郷	29名	小鹿野町小鹿野471	26-7706
看護小規模多機能型 居宅介護施設	コンフォート	29名	秩父市下影森888-5	25-1501

※町健康福祉課調べ(令和2年5月1日現在)

5 用語解説

あ行

用語	解説
アセスメント	支援が必要な方の状態像を理解し、解決しなければならない課題を把握し、分析するために直面している問題や状況の本質、原因を理解し、必要な支援を検討したり、将来の行動を予測したりするなど援助活動に先立って行われる一連の手続きです。
一般介護予防事業	介護予防の人材育成研修や地域活動組織の育成・支援、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与など、効果的・効率的な介護予防に資する事業です。
N P O	Non Profit Organizationの略語で「非営利組織」、利益を目的としない活動・事業を行う団体・組織です。

か行

用語	解説
介護医療院	平成30年4月から新たに創設された施設で、要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供します。
介護給付	介護が必要と認められた人に給付される介護保険の保険給付です。対象となる人は、要介護1～要介護5の方です。
介護保険	40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則10%）を支払って介護サービスを利用する制度です。
介護予防	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことをさします。
介護予防・生活支援サービス事業	在宅の高齢者が介護に頼らずに自立した生活ができるように支援するために、市町村が行う保健福祉サービスのひとつです。介護保険の円滑な実施を促進するために設けられ、配食サービス事業、外出支援サービス事業等、市町村独自の事業があります。
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の主体性を重視し、地域支援事業において多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業のことです。
共生型サービス	高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに位置付けられたサービスです。

用語	解説
協働	町民と行政が対等な立場で、共通する課題の解決のために、それぞれ持つ資源を持ち寄り、協力、連携、補完しあって活動し、その結果、満足度の高い町民サービスを生み出すことです。
ケアハウス	60歳以上の人であって、身体機能の低下が認められるなど居宅において生活することが困難な高齢者に対して、生活相談や食事など日常生活上必要なサービスを行うことによって自立した生活が継続できるよう工夫された施設。軽費老人ホームの一種です。
ケアプラン	要介護（要支援）認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のことです。
ケアマネジメント	要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動です。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職です。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。
後期高齢者	75歳以上の高齢者のことをいいます。
高齢化率	高齢化率とは全人口に占める65歳以上の人の割合。高齢化率7.0%で「高齢化社会」、高齢化率14.0%以上で「高齢社会」、高齢化率21.0%を超えると「超高齢社会」と言われています。
高齢者虐待	養護者による高齢者の生命・生活の維持や人権・人格を侵すような言動のことをいい、次のような種類に分けられます。①身体的虐待（殴る・蹴る・やけどを負わせるなどの暴力行為等）、②性的虐待（本人との合意に基づかない性的接触等）、③経済的虐待（現金・クレジットカード等を無断で使う、資産を奪い取る等）、④心理的虐待（ののしり、脅迫、侮辱、わざと返事をしない等）、⑤世話の放棄・放任（適切な介護をしない・できない、必要な保健福祉医療サービスを利用しない等）

さ行

用語	解説
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者住まい法の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のことを指します。民間事業者などによって運営され、都道府県単位で認可・登録された賃貸住宅であり、自立あるいは軽度の要介護状態の高齢者を受け入れています。

用語	解説
作業療法	身体又は精神に障がいのある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により専門的に行われる治療行為のことであります。
在宅医療	できる限り住み慣れた家庭や地域で療養することができるよう患者の自宅で行われる医療行為のことであります。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体です。通常、「社協」と呼ばれています。
社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正されました。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉事業の求めるところにより設立された法人のことであります。社会福祉事業の公共性から、民法上の公益法人と比較してその設立運営に厳格な規制が定められています。
シルバー人材センター	高齢者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献することを目的とした機関のことであります。
審査支払手数料	国民健康保険団体連合会に、介護サービス事業所から提出される介護給付費請求書の審査及び支払業務を委託しており、その審査支払事務に対して支払う手数料のことをいいます。
生活機能	人が生きていくための機能全体のことで、心身機能だけでなく、日常生活動作や家事、職業能力や家庭や社会での役割のことであります。
生活支援コーディネーター	要支援高齢者の生活支援の担い手となるボランティアの育成やサービス提供団体のネットワーキング、地域資源の開拓など、多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進します。
生活習慣病	糖尿病、脂質異常症、高血圧など食生活や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患です。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度です。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等がご本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。
前期高齢者	65～74歳の高齢者のことをいいます。

た行

用語	解説
多職種協働	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、介護士などの医療福祉従事者がお互いの専門的な知識を活かしながら、チームとなって患者・家族をサポートしていく体制のことをいいます。
第1号被保険者 第2号被保険者	介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいいます。第1号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険サービスを利用できるのに対し、第2号被保険者は、サービス利用が特定の疾病による場合に限定されます。
団塊の世代	昭和22～24年（1947～49年）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代を指します。他世代と比較して人数が多いことからこの呼び名が付いています。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。
地域ケア会議	実施主体は、地域包括支援センターや市町村です。地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的として実施する会議のことです。
地域支援事業	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業です。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供できるような地域の体制のことです。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的マネジメント支援業務の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関です。
超高齢社会	65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会を指します。7%を超える社会は「高齢化社会」、14%を超える社会は「高齢社会」といいます。
特定健康診査・特定保健指導	平成20年から始まった生活習慣病予防のための健診・保健指導です。特定健康診査（特定健診）は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できるメタボリックシンドロームとその予備群の方に対して生活習慣を見直すサポートを行うものです。

な行

用語	解説
日常生活圏域	住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して設定されるものです。
認知症	脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられます。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なります。
認知症ケアパス	認知症になった場合に、どこでこういったサービスを受けることができるのかの具体的なイメージを持つことができるように、認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したものです。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援する人のことです。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族等からの相談を受けて、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立した生活のサポートを行うチームのことです。
認知症地域支援推進員	地域包括支援センターに配置され、市町村において認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして役割を担う人のことです。

は行

用語	解説
避難行動要支援者	これまでの「災害時要援護者」のかわりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、災害が発生した時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、特に支援を要する人のことです。
被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方は、介護保険の第1号被保険者となります。原因に関わらず、介護や支援が必要と認定されたときにサービスを利用できます。 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、介護保険の第2号被保険者となります。特定の疾病が原因で介護や支援が必要と認定されたときのみサービスを利用できます。

ま行

用語	解説
民生委員	民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、助言・援助を行います。

や行

用語	解説
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴・排せつ・食事の介護、または食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設です。介護付き、住宅型、健康型があります。
要介護者	介護が必要な状態にある65歳以上の人及び介護が必要な状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障がい加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定める特定疾病によって生じたものであるものです。
要介護状態	要介護状態とは、身体的または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月にわたり継続して常時介護を要すると認められる状態で、要介護状態区分のいずれかに該当するものをいいます。
要介護状態区分	要介護状態区分は、その介護の必要の程度に応じて次の5つの区分に分けられます。①要介護1（部分的介護を要する） ②要介護2（軽度の介護を要する） ③要介護3（中等度の介護を要する） ④要介護4（重度の介護を要する） ⑤要介護5（最重度の介護を要する）
要介護認定	介護給付を受けようとする被保険者が、要介護状態に該当すること、及びその該当する要介護状態区分について受ける市町村の認定をいいます。
養護老人ホーム	身体的・精神的・経済的理由等により、在宅において養護・介護を受けることが困難な、原則65歳以上の高齢者を対象にした入所施設です。
要支援状態	いつも介護が必要な状態ではないが、その軽減や悪化防止に役立つ支援を必要とする状態、あるいは日常生活を営むのに支援が必要な状態にあると認められる状態をいいます。
要支援認定	予防給付を受けようとする被保険者が、要支援状態に該当すること、及びその該当する要支援状態区分について受ける市町村の認定をいいます。
予防給付	支援が必要と認められた人に給付される介護保険の保険給付です。対象となる人は、要支援1及び要支援2の方です。

ら行

用語	解説
理学療法	病気、けが、高齢、障がいなどによって運動機能が低下した状態にある人に、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、運動能力の維持・改善を目的に運動や電気刺激、マッサージ、温熱等などの物理的手段を用いて行われる治療法です。

第8期 長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行日：令和3年3月

発 行：長瀬町役場 健康福祉課

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

TEL：0494-66-3111

URL：<http://www.town.nagatoro.saitama.jp/>